

裁判員裁判第1号事件傍聴記

青木孝之

はじめに

- 一 裁判員選任手続（8月3日午前9時）
 - 二 冒頭手続（8月3日午後1時33分）
 - 三 冒頭陳述と公判前整理手続の結果顕出（8月3日午後1時38分）
 - 四 書証と目撃証人の取調べ（その1）（8月3日午後2時50分）
 - 五 書証と目撃証人の取調べ（その2）（8月4日午前9時57分）
 - 六 遺族に対する証人尋問（8月4日午後1時）
 - 七 被告人質問（8月4日午後2時44分）
 - 八 論告・弁論（8月5日午前10時43分）
 - 九 判決（8月6日午後2時30分）
- 終わりに

はじめに

去る平成21年（2009年）8月3日（月）から6日（木）にかけて、東京地方裁判所において、わが国で初めて「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が適用される刑事被告事件が審理され、判決が言い渡された。筆者は、この足かけ4日間にわたる審理・判決を傍聴席から傍聴する機会に恵まれた^(注1)。本稿は、その結果をふまえ、筆者なりに感じたことを記した裁判傍聴記である。

率直にいうと、当初このようなものを書く予定はなかった。そもそも、審理全体を傍聴する時間を確保できるかどうか、直前まで予定が定まらなかったからである。また、伝えられるところによると、基本的に公訴事実の存在につき争いのない事件で、量刑が最大の争点ということだったので、どうしても傍聴しなければならない事件でもないだろうとの思いもあった。さらにいえば、審理が近づくにつれ、過熱の度合いを増すマスメディアの報道にある種の冷めた気持ちがあったことも付け加えるべきかもしれない。一過性の過熱報道がされることは必定であるが、事件自体にそれほど興味深い論点があるわけではない。

その一方で、施行前数年にわたり模擬裁判が数百件規模で実施され、その蓄積はかなりのレベルに達している。その分析結果にもとづく公表資料も存在する^(注2)。だとすれば、ほとぼりが冷めてから、ふんだんに入手できるであろう第1号事件の報道資料に照らし合わせ、自分なりの分析を加えた上で、今後に備えて蓄積すれば足りるのではないか。そんな気持ちでいたのである。

しかし、傍聴の途中から考えが変わった。歴史的意義のある第1号事件のあらましを、法律専門家の端くれである自分が、裁判員制度一般の問題点をも意識して記録しておくことにも資料的な意味があるのではないか。そう思い直したのである。いうまでもなく、模擬裁判と本物の裁判では臨場感・緊迫感が全く異なる。現実に裁かれる被告人を目の前にして、また、現実に悲惨な被害を受けた被害者や遺族を前にして繰り返し広げられる審理は、圧倒的な重みをもって迫ってくる。事件は、一件ごとに非代替的な個性をもっており、公訴事実について表面上争いのない事件であっても、そこには必ず事件固有の争点がある。訴追する側にも訴追される側にも、それなりのストーリーやドラマがある。今回、傍聴席から手続をフルに傍聴する機会を得て、そのような思いを新たにされた。傍聴初日は少なからず違和感を覚えた異例の報道態勢も、時間が経つにつれポジティブに受け取れるようになった。世論という名のムードに裁判が左右されることがあってはならない。ましてや、そこで自分を見失っては論外である。しかし、その一方で、事件の特異性や事件当事者の著名度から離れて、裁判という営み・司法制度そのものに、このように全国的な注目が集まったのが初めてであることも事実である。自分が好きで職業に選び、生業としている事柄について、社会が注目してくれることは素直に喜ぶべきではないか。そのうえで、よりよい制度の運用をめざすため（それは、よりよい社会の在り方を希求することにつながろう）、専門家としての自分が情報発信することも必要なことではないか。むしろ、それが、これだけの傍聴希望者が殺到した第1号事件で^(注3)、フル傍聴の機会という僥倖を得た自分の責務でもあるのではないか。そう思うようになったのである。

今回の傍聴にあたっては、傍聴席の確保から各種資料の提供に至るまで、NHK司法部記者である山形晶氏らの全面的な支援と協力を得た。冒頭に記して謝意を表す。なお、資料の使用に際しては、当然のことながら、筆者の責任において、差し支えなきよう修正を施している。この点も含め、本稿の文責

はすべて筆者にある。なお、以下、本稿において日付を表記する場合は、特に断りのない限り、平成21年（2009年）のことを指すものとする。

- (注1) 正確にいうと、筆者は、冒頭手続から証拠調べ手続、そして論告・弁論までのすべてを傍聴したが、最終日である8月6日午後2時30分に指定された判決公判期日だけは傍聴していない。したがって、判決にかかる記述は、専ら公表された判決要旨の分析にもとづくことになる。あと、当然のことながら、非公開の裁判員選任手続についても傍聴はしていない。この部分については、報道や取材メモ等により明らかになった事実にもとづき構成した。
- (注2) 最高裁判所事務総局刑事局「模擬裁判の成果と課題」（2009年3月）、最高検察庁「裁判員裁判における検察の基本方針」（2009年2月）、日本弁護士連合会「裁判員裁判の運用に関する意見書」（2009年2月）等。
- (注3) 漏れ聞くとところによると、審理初日の傍聴券抽選の競争率は、約41倍だったとのことである。

一 裁判員選任手続（8月3日午前9時）

8月3日午前8時30分ころ、呼出を受けた裁判員候補者とおぼしき一般市民が、東京地方裁判所に集まり始めた。スーツ姿の男性、半袖Tシャツにジーンズ姿の若い女性、さらにはかなり高齢の男性まで、老若男女取り混ぜた人々が、裁判所職員に誘導されて、次々と東京地方裁判所2階の裁判員候補者待合室に案内された。

同日午前9時ころ東京地方裁判所が発表したところによると、当日呼出状が送付された候補者は49人。そのうち2人が連絡なく欠席し（理由は不明）、実際に出席したのは47人。出席率は約96%であった。そして、出席した47人のうち2人が、午前9時20分ころ始まった選任手続の中で、政令6号の辞退事由（身体上、精神上、経済上の重大な不利益が生じるおそれが認められる場合）に該当するとして辞退を認められた。この段階で残った候補者は45人である。次に、手続の順序としては、当事者が権限行使の意思を表明すれば、理由を示さない不選任請求が行われ（裁判員法36条1項）、対象となった候補者について不選任決定がされたはずである（同条3項）。しかし、不選任請求の有無は残念ながら公表されない扱いとなっている。したがって、最終的に何人の候補者が抽選の対象となったのか、はっきりしたことは分からない。いずれにせよ、

残ったおそらく40名前後の候補者を対象に午前10時38分ころ無作為の抽選が行われ、6人の裁判員と3人の補充裁判員が選ばれた^(註4)。このように、当日の手続は形どおり執り行われたが、専門家筋のみならずマスメディアの関心は、専ら裁判所が何人を候補者として呼び出し、呼び出された候補者がどの程度出席^(註5)するのかという点に集中していたように思う。森英介法務大臣(当時)は、翌4日の閣議後記者会見で、裁判員候補者の選任手続出席率が96%であったことにつき、「国民の皆様の理解も大変進んでいると考えている」とコメントしたと伝えられる^(註6)。また、司法制度改革推進本部に設置された裁判員制度・刑事検討委員会の委員として制度設計に携わった東京都三鷹市長・清原慶子氏も、「多数の裁判員候補者が地裁に足を運んだのは、日本の国民の強い責任感の表れ。裁判所は今回の結果を励みに、より良い制度運営を目指して欲しい」と好意的なコメントを寄せた^(註7)。実際に制度の運用にあたる司法機関も、出席率96%という好結果に安堵を表明した。新聞報道によると、実際に第1号事件の審理を担当した秋葉康弘裁判長は、選任手続冒頭のあいさつで、「予想以上に多くの人に来ていただき、大変ありがたく思っています。」と頭を下げた。また、取材に応じた最高裁の某幹部は、「2人という数字は非常に意味が大きい。……想定以上で、うまく行き過ぎたと言っていいぐらい」と喜びを隠さなかったという^(註8)。

単なる出席率の問題にとどまらず、手続の実質も評価に値するものだったようである。出席した47人の候補者のうち、裁判員及び補充裁判員に選ばれなかった38人を取材した結果によると、「3日朝、裁判員候補が集まった待合室にはクラシック音楽が流れ」、「65インチの大型ディスプレイには癒し系のイルカの映像」が流れていた。「『ご自由にお読み下さい』と10冊近くの雑誌も並んでおり、お茶も用意されていた」。午前9時20分から20分程度、DVDを利用した手続の紹介があった後、裁判所職員が事件の概要を説明し、しかる後に、質問票(当日用)によって、①被告人や被害者と何らかの個人的関係があるか、②事件のことを報道等により知っているか、③辞退の希望はあるかの3点につき調査があった。そして、裁判長から、「公平な裁判ができない事情のある人は挙手してください」との全体質問があり、上記のようにして収集された情報にもとづき47人のうち3人が別室に呼ばれて個別質問を受けた。その結果、2人の辞退が許可された^(註9)。「選任手続の進め方は『丁寧だった』『配慮が感じ

られた』などとおおむね好評」であり^(註10)、候補者として呼び出された東京都葛飾区の主婦(36歳)は、「説明はとても丁寧でした。税金を使っているのもっと事務的でもいいと思いました」と語った^(註11)。このように「おおむね好評」といい評価を得たのは、関係各位の努力のたまものであり、そのことには素直に敬意を表すべきであろう。約96%という出席率自体はかなり高く、滑り出しとしては、すこぶる順調といいいい数値である。裁判員制度につき「相対的賛成」の立場を採る筆者としても、そのことを評価するのにやぶさかではない。しかし、なにぶんたった1件のサンプルを前提にした議論でもあり、今後の動向は予断を許さない。

気のついた問題をひとつだけ挙げよう。今回の裁判員選任過程を詳しく見ると、辞退事由(裁判員法16条)の緩やかな運用の下、裁判員制度が事実上参審化する懸念があるように思われる。すなわち、今回の裁判員6名と補充裁判員3名が選ばれる全過程は次のようなものであった^(註12)。6月12日、東京地方裁判所は、あらかじめ調製してあった裁判員候補者名簿から、100人の候補者を無作為抽出した。この名簿には約2万8,000人の候補者が搭載されていたという。そして、事前に回収してあった調査票の記載にもとづき、辞退事由の有無等を判断して、27人を除外した。その内訳は、70歳以上(同法16条1号)、学生(同条3号)、あるいは重い疾病(同条8号イ)などの定型的な辞退事由にあたる者が16名、予定された職務従事期間に参加困難と認められた者10名(詳細は不明であるが、同条8号ロ～ニのいずれかに該当するとの趣旨に理解される)、そして、転居先不明が1名である。辞退事由につき最も議論があるのは、いうまでもなく、裁判員法16条8号イ～ニの各事由、及び、同号柱書の「その他政令で定めるやむを得ない事由」との文言を受けて規定された平成20年政令第3号の1～6号の各事由の解釈である。ところが、この段階ですでに、書面審査により16条8号の該当者が少なくとも10名認められたことになる。さて、6月17日、東京地方裁判所は、残った73名の候補者に対し質問票を同封して呼出状を発送した(同法27条、30条)。このうち、転居先不明等の理由で呼出状が送達できなかったのが6名。さらに、質問票の回答結果にもとづき、欠格事由や辞退事由が認められて呼出しが取り消されたのが18名(同法27条5項)。その内訳は、心身の故障のため職務遂行に著しい支障がある(14条3号)、重い疾病等により出頭が困難(16条8号イ)、同居の親族の介護・養育の必要が

ある(同号ロ)、父母の葬式等社会生活上の重要な用務がある(同号ニ)が各1名、事業に著しい損害が生じるおそれのある重要な用務がある(同号ハ)、及び、身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生じると認められる相当な理由がある(政令6号)が各7名で、合計18名というものである。ここでも、最も議論のある法16条8号各号及び政令6号の各事由が広く認められたことが分かる。実際、新聞報道によると、辞退を希望したほぼ全員につき辞退が認められたという^(註13)。以上のような経過で、49人の候補者が適法に呼び出され、前記のとおり、47人が実際に出席した。そして、当日の選任手続において、さらに2名について政令6号による辞退が認められた。結局、最初に無作為抽出された100名のうち、 $10+18+2=30$ 名につき、辞退が認められたことになる。事前質問票の回答結果にもとづき認められたうちの1名は欠格事由(14条4号)であるから、その分を差し引いても合計29名、単純計算して約3割弱の辞退率である。その大半が書面審査によるものであることを考えあわせると、客観的にみて、かなり緩やかな辞退制度の運用といえよう。

そのこと自体を直ちに問題だというつもりはない。村岡啓一・一橋大学法科大学院教授が指摘するとおり、「辞退を柔軟に認める運用は、制度の定着を図るうえで正しい選択だったのではないか」^(註14)という評価も可能であろう。ただし、このような運用の背景に、「やる気のない人が裁判員になっては困る。また、やる気のない人を質問手続(裁判員法34条)の中で除外していく作業には大変な苦勞が予想される。したがって、裁判員としての職務従事に消極的な態度が見える人は、できる限り書面審査の段階でお引き取り願おう。」という価値判断が存在するならば、現場の苦勞は理解できるにせよ、やはりいささか問題といわざるを得ない。なぜなら、辞退を広く認めすぎると、多種多様な国民の常識・生活感覚をバランスよく反映させるという制度の趣旨が損なわれかねないからである。潜在的な負担感を抱えつつも、基本的に生真面目で責任感が強く、かつ、職務従事期間に大事な商用・養育・介護等がない人だけが裁判員になるという運用が仮に定着したとしよう。それなら最初から希望や推薦にもとづき候補者を募り、その中から裁判員を選べばいいということになりかねない。これは事実上の参審化である。繰り返すが、それがいけないというのではない。ドイツの参審制を見れば分かるとおり、このような制度も立派に機能し、社会に定着するはずである。ただ、裁判員制度を上記のように運用するならば、

最初から選挙人名簿にもとづく無作為抽出という建前を採らず、稼働可能な対象者がある程度絞り込んでおけば、無駄なコストが避けられる。そのような議論が早晩出てくる可能性がある。それを指摘しているのである。報道によると、ある最高裁幹部は、「49人中47人というより、100人中47人が来たということ。まだ評価は難しい。」と述べたという^(注15)。的を射た意見といわなければならない。

あとひとつ、裁判員の男女比率について触れておこう。第1回公判直後の報道は、現実に選任された6人の裁判員のうち5人が女性であったことに注目したものが多かった。また、筆者自身も、ある取材において、この点をどう思うかという趣旨の質問を受けた^(注16)。個人的には、そのことがやや意外であった。筆者を含む一般傍聴者は、8月3日午後1時30分に始まった第1回公判において、裁判官とともに壇上に座る裁判員を見て、初めてその顔ぶれを知った。しかし、筆者個人は、審理の中身に集中していたせいも、傍聴時には、女性が5名と圧倒の多数であることについて全く気づかなかった。補充裁判員3人がいずれも男性だったこともあったろう。また、感覚的に、合議体3名のうち1名は必ず女性というくらいに女性裁判官が増えており、壇上に女性が座っていることに違和感がなかったことも影響したかも知れない。ともかく、女性が多数であることが、それほどまでに一般国民やマスメディアの注目を引くものであることが、迂闊なことに理解できていなかった。しかし、筆者の感覚は法廷に慣れた専門家のそれであり、男女構成比の点にまず最初に目が行くのは、一般市民にとってはある意味自然なことかも知れない。現に、被告人自身が、女性が多いことでどのような影響があるかという懸念を主任弁護人に漏らしたとされる^(注17)。当事者ならば当然の心配というべきであろう。また、例えば性犯罪などでは、裁判員の男女構成比が現実に大きな意味をもつ可能性がある^(注18)。ある検察幹部は、「今回は違うが、男女関係のもつれなどが絡む事件なら、判断が偏る可能性がある。男女別々に3人ずつ選ぶという方法もあるのではないか。」と述べた由である^(注19)。示唆に富む意見である。今後の事例集積を注意深く見守る必要があるだろう。

(注4) 以下、本稿においても、実際の手続で行われた特定方法に準じ、選ばれた裁判員及び補充裁判員に番号を付して、「裁判員1番～6番」、「補充裁判員1番～3番」のように表記する。

- (注5) 慣用的には「出頭」という用語が用いられているが、上から目線の用語である気がして、個人的には従前からどうかと思っている。本稿では「出席」で統一して表記した。
- (注6) 8月4日付け読賣新聞(夕刊)首都圏版。
- (注7) 8月4日付け読賣新聞(朝刊)首都圏版。
- (注8) 8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版。
- (注9) 8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版。
- (注10) 8月4日付け読賣新聞(朝刊)首都圏版。
- (注11) 8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版。
- (注12) 裁判員選任過程に関する本文の記述は、専ら、8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版、同日付け読賣新聞(朝刊)首都圏版によった。
- (注13) 8月4日付け読賣新聞(朝刊)首都圏版。ただし、同新聞によると事前の辞退事由が認められたのは合計17人とされている。他の記事及び資料ではいずれも18人となっているので、本稿では18人であることを前提に記述した。
- (注14) 8月4日付け読賣新聞(朝刊)首都圏版。
- (注15) 8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版。
- (注16) 筆者は、「裁判員は女性5人、男性1人という構成になったが、違和感はなく感じた。今後、性犯罪の裁判で、男女比が議論になることがあるかもしれない。」と答えた。8月4日付け西日本新聞(共同通信配信)参照。
- (注17) 8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版。
- (注18) ちなみに、青森地方裁判所で9月2日から4日にかけて審理・判決された強盗強姦被告事件が、性犯罪で初めての裁判員法適用事件であった。この事件における裁判員は男性5名、女性1名の構成で、懲役15年の求刑に対し15年の判決という厳しい結果が出た。
- (注19) 8月4日付け読賣新聞(朝刊)首都圏版。

二 冒頭手続(8月3日午後1時33分)

午後1時20分、被告人入廷前の東京地方裁判所104号法廷において、恒例の法廷内撮影が開始された。3分間の静止画像中継である。これは、従前の著名事件の場合と変わらない。ただ、法廷の警備は、やむを得ないことであるが、これまでも増してものものしかかった。原則として傍聴席への荷物の持ち込みは禁止。休憩(休廷)等で出入りするごとに金属探知機による入念なボディチェックがある。筆者は、筆記用具・資料・文献等を入れたデイパックを携行していたが、ボディチェックが煩雑なので、出入りを繰り返すたびに、財布以外の貴重品(携帯電話、手帳、身分証明書等)はすべてデイパックに入れて隣

接したクロークに預け、ペン1本とメモ用紙を手に持ったまま入室するようになった。荷物が少ない方がボディチェックが早く済むからである。警備担当の裁判所職員には、第1号事件の緊張感がありありとかがわれた。ただでさえ議論の多い裁判員制度、万が一にも第1号事件で不測の事態が発生すれば、船出したばかりの制度にとって手痛いダメージとなる。過剰警備と揶揄する気にはなれなかった。

撮影終了後の午後1時25分、まず3人の裁判官が法壇後ろの開き扉から入廷する。引き続き、身柄拘束された被告人が刑事施設職員に伴われ、手錠・腰縄付きの姿で入廷。白いワイシャツと黒いズボンで、地味だが落ち着いた清潔感のある服装である。足元も、従来のようなサンダル履きではなく、革靴の形態に近いスリッパ様のゴム靴であることが注目された。以前は、逃走を防ぐという警備上の理由でサンダル履きが普通であったが、裁判員制度の導入に伴い、予断排除との関係で、お白州に引き出されたような悄然とした身なりは改めるべきだとの声が強まり、上記のゴム靴が貸与される扱いになったと聞く^(注20)。まだまだ不十分に思われるが、当然なすべき配慮がなされるようになったわけで、一步前進である。いいことだと思う。被告人が入廷し、弁護人席に継ぎ足して並べた机に弁護人と一列に並ぶように着席すると^(注21)、手錠・腰縄が外された。その後、間髪を入れずという感じで、開き扉から裁判員6名及び補充裁判員3名、合計9名の一般市民が陪席裁判官にエスコートされるように入廷し、着席した。綿密に打ち合わせした段取りどおりの進行であることが見て取れる。手錠・腰縄付きの被告人の姿は撮影しない。これは従前どおりだが、手錠・腰縄を外してから裁判員を入廷させた点については、明らかに配慮が感じられる。日本弁護士連合会(以下「日弁連」)は、手錠・腰縄付きの被告人の姿を裁判員に見せると、誤った先入観を与えかねないとして配慮を求めてきたが、それが受け入れられ、現実のものとなったのである。これも、裁判員制度の導入が、訴訟法の基本原理を改めて確認し実行するきっかけとなった一例といえよう。

緊張した面持ちで裁判員らが着席すると、裁判長が「いよいよ開廷を宣言した。被告人を証言台の前に立たせ、人定質問(刑訴規則196条)、起訴状朗読(刑訴法291条1項)、権利の告知(同条3項前段、刑訴規則197条)、被告人及び弁護人の意見陳述(同項後段)と形どおりに手続が進む。被告人も弁護人も公訴事

実自体は争っていないので、静かな立ち上がりである。ただ、細かな点で気のついたことが2つあった。1つは、人定質問において、裁判長が、被告人に対し、氏名・住所等は公判前整理手続の際に確認したとおりで間違いはないかという問い方をしていたこと。このことから、被告人が公判前整理手続に出席していたことが分かる。公判前整理手続への出席は、被告人にとって権利であり義務ではないが（刑訴法316条の9参照）、基本的に、被告人出席の上で争点及び証拠を整理することが望ましいのはいうまでもない。平成17年11月に公判前整理手続が施行された当時は、被告人の出席ひとつとってもさまざまな意見が存在したが、それなりに制度が定着して運用も安定し、本件でもいわば当然のこととして被告人が出席したものと推測される。新たな刑事訴訟手続が成熟しつつあるひとつの表れではないか。もう1つは、権利告知の際、裁判長が、「黙秘権」という言葉を使わず、条文の文言に忠実に、「終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる」と説明したことである。これは単なるブラクティスの問題であり、従前からこのような告知の仕方でもされていたから、特段の意味はないのかも知れない。しかし、裁判員裁判においては、いちいち概念の定義づけが必要な言葉を用いることは、極力避けるのが望ましいように思える。専門家にとっては所与の前提であっても、また、一般的な用語としては聞いたことがあっても、裁判手続の上で用いるとなると、「黙秘権とは何ぞや」ということで裁判員に余計な神経を遣わせるからである。上記文言のように、条文に余すところなく意味内容が表現されている場合には、条文のとおり説明しておけば誤解の生じる余地がない。それで、あえて裁判長がこのような告知の仕方をしたとするならば、目立たないが細かな配慮として評価すべきものかもしれない。単なる深読みかも知れないが、そんなことを考えつつ、冒頭手続を傍聴した。

(注20) 8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版,同日付け朝日新聞(朝刊)首都圏版。

(注21) かねてから指摘されてきたことであるが、被告人の着席位置も非常に重要である。以前は、裁判官席正面の証言台の後ろ辺りに、裁判官と正対するように被告人を座らせることが多かったが、これは糾問的な性格の強い戦前からの刑事司法運営の名残である。当事者主義を基調とする現行法においては、当事者性を形の上で明確にするため、また、弁護人との適宜の打ち合わせを簡便ならしめ、防御権の行使を全うさせるためにも、弁護人と並んで着席させる扱いを

原則とすべきである。裁判員制度の施行には、このような当たり前の訴訟構造を確認する契機になったものと思われる。刑事弁護の立場からこの問題を扱ったものとして、高野隆・金岡繁裕「弁護人の隣に座る権利—SBM運動の意義と実践—」季刊刑事弁護52号（2007年10月）106頁。

三 冒頭陳述と公判前整理手続の結果顕出（8月3日午後1時38分）

1 検察官の冒頭陳述

冒頭手続が終わり、8月3日午後1時38分ころ、検察官の冒頭陳述（刑訴法296条）が始まった。検察官が、A3用紙一枚のメモを裁判官と裁判員に配布した上、法廷中央に進み出て設置された譜面台に原稿資料を置く。そして、裁判官及び裁判員に向かって一礼した。「これから検察官の冒頭陳述、つまり証拠に基づいてどのような事実を証明しようとしているのかをお話しします。時間は約20分を予定しています。メモをご覧くださいながらお聞き下さい。」これが検察官の第一声であった。冒頭陳述を「証拠に基づいてどのような事実を証明しようとしているのか」と分かりやすく言い換えた上、「時間は約20分」とあらかじめ全体の長さを予告する。所要時間を冒頭に告げることで、聴き手は安心し、集中して聴ける効果があるとされる^(註22)。明らかにプレゼンテーション技術を意識して練り上げた導入の仕方である。検察官は、法廷内の大型モニターにパワーポイントで要点を表示しながら冒頭陳述を進めていく。配布したメモは、パワーポイント・ソフトをプリントアウトしたもののようである。これも視覚・聴覚に同時に訴えるとともに、再現可能な形で提示して記憶の定着を図る、現代社会では必須のプレゼンテーション技術である。裁判員法制定後約5年間、全国で数百件に及ぶ模擬裁判の機会等を通じて、組織的に蓄積されてきた法廷技術が相当なレベルに達していることが伝わってくる。被告人と被害者の略歴に始まって、両者の間に存在したとされる近隣トラブル、犯行当日に口論となり、当初脅かそうとサバイバルナイフを持ち出した被告人が犯行直前に被害者の殺害を決意したいきさつ、そして被害者の左胸や背中等を5回以上突き刺して殺害した犯行状況。殺害後、被告人がATMで預金を下ろし、大井競馬場に行くなどした上、当日の夜になって知人に伴われて警察に出頭したこと。検察官の冒頭陳述は、これらの事実関係を提示しつつ粛々と進み、終了

した。細かな点をあげつらえば足りないが^(註23)、全体としてみれば、非常に質の高いプレゼンテーションといて差し支えない。「広告会社のプレゼンテーションを見ているような印象を受けた。話し方がテキパキとして明確で、相当の訓練の跡が見られた。」という直木賞作家・逢坂剛氏（博報堂での勤務経験がある）の評価がそれを物語っている^(註24)。もちろん、法廷は単なるプレゼンテーションの場ではない。ましてや、プレゼンテーション技術のみによって訴訟の帰趨が左右されるのは望ましいことではない。しかし、プレゼン云々以前の問題として、事実認定者に伝わらない立証というものが仮に存在するならば、それがいかに時間をかけた詳密なものであっても無意味であろう。その意味で、ともすれば「何をやっているのか分からない」と批判されがちであった職業法曹の法廷活動が、ここまで意識転換したことについては素直に評価すべきだと思う。他にも工夫の跡は随所に見られた。例えば、実体法上の犯罪成立要件である殺意については、模擬裁判の経験等を通じ、従前から、裁判員にとって最も理解しにくい概念であることが強く意識されてきた^(註25)。本件においても殺意の強弱・程度が争点となったが、検察官は、確定的殺意の存在を主張するに際し、「絶対殺してやる」という段階から「ひょっとしたら死ぬかもしれない」という段階まで殺意についても濃淡の度合があることを一般論として説明した上、「被告人はほぼ確実に死ぬ危険な行為であると分かって行為に出た」と、確定的殺意の内容を分かりやすく言い直して主張していた。しかも、目新しく感じられたのは、「弁護人は『被告人には死に至らしめるかもしれないという認識があったにすぎない』と主張しているが、検察はより強い殺意を主張するものだ」と述べ、弁護人の反論を先取りして応答型の主張をしたことである。これは、公判前整理手続で争点が確定されているからこそ可能なことである。裁判員にとっては、このように争点が明確化されることにより、意識を集中させるべきポイントが示され、また、初めて接する事案の輪郭が具体的・立体的に浮かび上がり、理解の一助になったであろう。その他にも、「防御創」という法医学用語は、「人が刃物で刺されそうになった時に、とっさに手で刃物を受け止めたり、腕で払いのけようとしてできる傷」と、「大動脈」という医学用語は、「心臓から全身へ血液を送る重要な血管」と、それぞれ言い直されていた。そして、冒頭での予告のとおり、丁度約20分で、検察官の冒頭陳述は、「ありがとうございました。」との挨拶とともに終了した。

2 弁護人の冒頭陳述

8月3日午後1時55分ころ、検察官と同じくパワーポイントを用いて、今度は弁護人の冒頭陳述が始まった（刑訴法316条の30）。この事件では公訴事実と争いはなかったが、被告人が犯行に至った経緯については、被告人なりの言い分があった。主任弁護人によると、被告人は、「なぜ刃物を出したのか、ということを知りたい、そうじゃないと、自分は何の理由もなく人を殺したことになる」と訴えたという^(註26)。そのような事情から、弁護人は、冒頭陳述を行い、あえて被告人側からみた事件のストーリーを提示したわけである。被害者の人となりや近隣トラブルの経緯について触れることは、逆に裁判員に悪印象を与えかねないリスクもあるが、少なくとも従前は、基本的に被告人の言い分を信じ、その言い分を正面から問いかけることが刑事弁護の本旨であるとされてきた。もちろん程度問題ではあるが、弁護人までもが被告人の言い分を疑ったり、ましてや断罪するスタンスに立つならば弁護の存在意義が失われる。是非は別にして、弁護人は、この従来型セオリーに忠実な弁護活動を行ったという言い方もできる。

ここで弁護側冒頭陳述の内容に沿って、この事件の主な争点、被告人側の言い分などを整理しておこう。公訴事実の概要は、被告人が、平成21年5月1日午前11時50分ころ、東京都足立区内の路上において、近隣に居住する被害女性（整体師、当時66歳）に対し、殺意をもって、その左胸部・左背部等をサバイバルナイフで数回突き刺すなどし、左前胸部刺創及び背部刺創に起因する出血性ショックにより死亡させたというものである。被告人及び弁護人は、この公訴事実の存在自体は争わない。ただし、殺意の内容と程度を争う。弁論の言葉を借りれば、被告人は人を刺すことで死ぬかもしれないと思ってはいたが、それだけで、殺そうという強い意志はなかった。法律的に言えば、検察官が確定的殺意を主張するのに対し、未必の故意を主張したことになる。あと、上記で触れたとおり、本件の真の争点は、被告人が被害者を殺害するに至った事実関係である。被告人の言い分によれば、被害者は気が強く、物の言い方もきつい人で、以前から、被害者とその家族（同居の長男・次男）が自宅前路上にバイクを駐車したり植木鉢を置いたりしていることや、被告人が猫よけに自宅敷地内に置いてあったペットボトルを被害者らが倒したのではないかということについて、被告人との間で口論があった。本件当日も、犯行直前、被害者と顔を

合わせ、ペットボトルの件で口論となり、被害者が悪態をついたことから、脅かすつもりで道具箱にあったサバイバルナイフを持ち出した。それでも被害者にひるむ様子がないので、とっさに殺意を生じ、無我夢中で被害者の左胸部等を数回刺して殺害した。ただし、被告人が犯行直前に「ぶっ殺す」と怒鳴った事実はない。自宅前路上で数回刺した後、逃げる被害者を追いかけた事実もない。むしろ被害者から押し返され、背中から倒れたくらいである。以上の経緯に照らせば、被害者にも本件犯行を誘発した面があり、そのことは量刑に反映されるべきだということである。

弁護人の冒頭陳述は、全体としてみれば、それなりに質の高いものであった。パワーポイントを駆使し、分かり易さに腐心した跡が随所にみられた。従来型の書面作成中心の法廷準備とは違った苦労があったことは容易に推察される。筆者もその労を多とすることに異存はない。日本の実務法曹の勤勉さに改めて感じ入ったし、書いたものを読み上げる裁判から見ても聴いて分かる裁判へ、実務の意識もここまで変わったかという感慨めいたものもあった。しかし、その一方で、率直に言って、検察官の組織だったプレゼンテーション技術に比して、物足りない印象を受けたのも事実であった。どこが悪いというほどのことではない。隅々まで目配りが利いているのだが、ほんのちょっとしたこと、例えば声の調子が低く抑揚がないことによって、聴き手からすると内容がすんなり頭に入りにくく感じられたりする。あるいは一枚のパワーポイント表示画面に盛り込む情報量が多すぎ、それが冗長の印象を与えたりする。そのような細かいことが折り重なって、折角周到に準備された冒頭陳述の効果を減殺したように感じられた。傍聴席にいたジャーナリストの江川紹子氏は、「組織を挙げて取り組んでいる検察側と個人でやっている弁護側ではスタート時点で差があるなと感じた。」という^(註27)。上述の限度で、筆者も同感だったと申し添えておこう。

3 公判前整理手続の結果顕出

午後2時20分ころ、弁護人の冒頭陳述が終了し、引き続き公判前整理手続の結果が顕出された(刑訴法316条の31第1項)。裁判長が、公判前整理手続において、検察官側の請求にかかる証拠14点(そのうち証拠物は1点)、弁護側の請求にかかる証拠2点が採用されたこと、4人の証人が採用され、そのうち1人は双方申請であることなどを口頭で説明する。そして、午後2時50分ころか

ら審理が再開される旨の宣告をもって、法廷は約30分間の休廷に入った。

形どおりの簡略な手続であったが、1人の証人が双方申請であることが筆者の興味を引いた。公訴事実には争いのない本件で4人の証人が取調べられるという事自体、かなり珍しいことのように思われる。幾ら公訴事実には争いがなくても、例えば死刑求刑が予想される事案においては、かなり多人数の情状証人を調べることがあり得る。しかし、冒頭陳述の内容に照らし、本件がそこまで事案であるとは思えなかった。また、弁護人も、被告人が現在では天涯孤独の身であることを前提に冒頭陳述をしており、情状証人に立つ家族や親しい友人がいるようには思えなかった。だとすると、検察官が申請した証人の中に、弁護の観点からみても申請に値する内容の供述をしている人物がいることになる。双方の冒頭陳述からすると、犯行そのものに争いはなくとも経緯に争いがあるようだから、それはおそらく犯行の動機・経緯に関して供述する立場にある人物なのだろう。そんなふうには思い巡らせ、素朴な好奇心を抱いたのである。翌日になって、それは被害者の長男であることが判明するのだが、この時点では、傍聴人には知る由もない。余談ながら、公判前整理手続の結果の顕出をもう少し丁寧にすることはできないのだろうか。口頭で証拠の標目だけでも述べてもらうと、今後の見通しがつき、傍聴が随分と密度の濃いものとなる。必要ならば匿名処理するなどの加工を施した上、証拠をリストアップするだけならさほどの手間はないし、開示の弊害もない。そんなサービスまでしていただけないとの声が聞こえてきそうだが、裁判という名の司法作用は、国民の税金で賄われているいわば公共財である。最終的なプロダクトである判決まで含め、その過程をできる限りオープンにし、分析・批判・検証に耐えうる形で運用することは、総体として司法に対する国民の信頼を増進させると信じる。大所・高所の観点から、裁判員裁判の運用がさらに洗練されたものになることを願う所以である。

あと、公判前整理手続の結果が顕出された後、休廷に入って、裁判員らが法廷から退出する時の動きも興味深いものであった。まず左陪席裁判官が立って背後のドアを開け、右陪席裁判官が目配せして裁判員たちに離席を合図する。6名の裁判員と3名の補充裁判員は、右陪席裁判官の後について次々と法廷の後ろに消えていく。一人残った裁判長は、裁判員たちが全員退廷したことを確認の上、被告人に手錠・腰縄をかけるよう刑務官に声をかけて合図する。休廷

の間、おそらく裁判所地下の控室で待機する被告人は、刑務官に伴われて法廷から退出する。これもまた、明らかに、手錠・腰縄付きの被告人の姿を裁判員たちに見せないようにするための配慮である。このあたりの手際はまことによりしく、裁判所及び拘置所の入念な準備がうかがえた。また、証拠調べがはじまる前に30分と長めの休憩を入れたこと自体も適切な措置であったろう。検察官と弁護人のプレゼンテーション技術は高いものであったが、生まれて初めて法廷で審理に従事する裁判員にとって、冒頭陳述で提示された情報量は相当な負担だったはずである。裁判官及び裁判員の集中力もちょうど薄れがちになる頃合いであり、ここで休廷とするのが上策であることは、傍聴席から見ても肌で感じられた。

(注22) 池上彰『わかりやすく〈伝える〉技術』(講談社現代新書) 19頁以下。

(注23) 例えば、文章そのものをパワーポイントで表示するため、文字情報量が多くなり、かえって印象を薄めてしまった点などが問題として指摘可能であろう。

(注24) 8月4日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版。

(注25) 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(2009年4月)参照。

(注26) 伊達俊二、門田隆将「日本初『裁判員裁判』弁護人の告白」文藝春秋2009年10月号306頁。

(注27) 8月4日付け朝日新聞(朝刊)首都圏版。

四 書証と目撃証人の取調べ(その1)(8月3日午後2時50分)

1 同意書証の取調べ

午後2時50分、審理が再開した。まず、検察官請求にかかる証拠で326条の同意を得られた証拠及び証拠調べに異議のない証拠が取調べられていく。検察官の「証拠番号は1番から8番まであり、約30分かかります。」との明朗な声が法廷に響き、証拠調べが開始した。犯行現場の位置関係を示す図面・写真主体の捜査報告書、凶器のサバイバルナイフの形状や発見状況を示す捜査報告書、同ナイフの現物(証拠物)、被害者の死亡日時・場所等を客観的に証するための死亡報告書、遺体の創傷状況に関する鑑定書等、殺人罪の構成要件の客観的構成要素を裏付ける証拠の内容が、法廷に設置された大型ディスプレイに映し出され、検察官の要領よい説明とともに(刑訴規則203条の2参照)、次々と取

調べられていく。視覚と聴覚に同時に訴える、まさに見て聴いて分かる証拠調べである。この中でとくに目を引いたのは、致命傷に関する検察官立証であったろう。人体図の3次元コンピュータグラフィックス（CG）が大写しにされ、医学的に致命傷と判断された2つの創傷が図示される。1つは左前胸部の創傷であり、これについては、心臓部分の画像が用意され、心臓と肺動脈がつながる部分（肺動脈起始部）にナイフが突き刺さった様子が示される。傷の深さは少なくとも8センチメートルとされる。もう1つは左背部の創傷である。ここでも当該部位の画面がアップで表示され、緑色で示された左第八肋骨に沿って、赤色で示された左第八肋間動脈が走っていること、この動脈にまで達した深さ10.5センチメートルの創傷が存在することなどが視覚的に分かりやすく示された。ただ、分かりやすいと感心していれば済む場面ばかりではなかった。刑事裁判の証拠調べの性質上、生々しいもの、目を背けずにはいられない非日常的なものに接することも避けられない。検察官と裁判所書記官がアイコンタクトを取って法廷のモニターのスイッチを切った。何がはじまるのかと注視していると、検察官の乾いた声が法廷に響く。「遺体の写真をお手元のモニターに映します。法廷のモニターには映しません。ショックでご覧になりたくないという方もいらっしゃると思いますが、検察官としては、非常に重要な証拠ですので、是非見て頂きたいと思っています。」4枚の遺体の写真は、法廷の大型ディスプレイには映されず、法壇の席上に設置された小型モニター画面を通じ裁判官と裁判員だけに示された。そのことがかえって傍聴席の想像力をあおる。制度の施行前から、例えば証拠調べで生々しい内容の写真が裁判員の目に触れることによって生じる精神的負担が懸念されていた。本件では、この点については大過なく済んだようである。裁判員は誰も目を背けず、真剣な表情でモニター画面に見入っていた。もちろん、その表情は時折こわばったように見えたが。

検察官請求の証拠に引き続き、弁護人請求にかかる証拠の取調べも行われた。この時点で取調べられた弁護人請求の証拠は1点だけ、現場付近の様子を写した写真を主体とする写真撮影報告書である。現場の状況に争いのない本件のような場合、現場の客観的な位置関係等については、捜査機関が作成した実況見分調書や捜査報告書を利用することで足りることが多い。弁護人がこのような書証を独自に作成・提出することは、まだそれほど多くない。おそらく、接見において被告人から聞き取った弁解内容を検討し、その内容を法廷で分かりや

すく再現するためには、被告人の言い分に表れる位置関係から撮影した写真等が必要だと判断したのだろう。この時点で、上記写真撮影報告書は被告人質問で用いられるのだろうと推測された。実際、そのとおりであったのだが、捜査書類に頼らず、自ら現場に足を運んで五官の作用で覚知した内容を証拠化するのには、足で稼ぐ立派な弁護活動である。その姿勢は高く評価されるべきであり、活発な弁護活動によって引き締まった法廷になる期待感が高まった。

これらの証拠調べが終了したのは、午後3時20分ころ。審理が続いた時間は約30分ほどであったが、裁判長はためらうことなく午後4時までの休廷を宣言する。書証の中身を整理・確認する時間が必要だと判断してのことであろう。この判断も正しいものに思われた。従来型の書証中心の法廷であれば、裁判官室で何度も書証を読み直すことを前提に、直ちに証人調べに入ったことであろうが、裁判員裁判では、評議室で書証を何度も読み直し精査することは想定されていない。法廷でどこまでの心証を形成することができたか、できなかったかが訴訟の帰趨を決する。したがって、証人尋問に入る前に書証の内容を十分咀嚼しておくことは是非とも必要である。本件のように客観的事実関係に争いのない事件においては、検察官も弁護人も、書証で立証された事実関係を前提に尋問するからである。生まれて初めて審理を経験する裁判員にとって、30分ほど展開された審理の内容は、丁度ここで一息つきたいと思わせる分量のものであったろう。休憩が多い法廷のように感じた人もいたかもしれないが、筆者には、基本的にこれがあるべき運用のように感じられた。

2 目撃証人(1)

午後4時に審理が再開され、検察官請求にかかるO証人(女性)に対する証人尋問がはじまった。この証人は、事件現場付近の住民で、犯行当時、自宅にいて、被告人と被害者と思われる男女の争うような声を聞いたとされる。同証人に対する主尋問の要諦は2つ。1つは、口論のようなやり取りの中で、「ぶっ殺す」という男性の声を2度聞いたこと。もう1つは、「やるならやってみろ」とか「おう、やるのか」という女性の声を聞いたことはなかったことである。前者は、いうまでもなく、検察官が主張する確定的殺意の存在を推認させる間接事実である。後者については、これまでの法廷でのやり取りから、被告人及び弁護人の主張を先回りして否定しようとしたものであることが容易

に理解できた。冒頭陳述の内容からして、被告人の弁解は、被害者が被告人の攻撃を誘発したという内容のものであることがうかがわれる。おそらく公判前整理手続等を通じ、犯行直前のやり取りの中で、被害者が、「やるならやってみろ」、「おう、やるのか」などと挑発的な言葉を述べた旨の弁解が出ているのだろう。少なくとも争いのある上記事実関係に関する限り、O証人は、検察官の期待に応え、その主張する筋立てに沿った証言をした。緊張もあってか、証言自体はたどたどしく、必ずしも聞き取りやすくもない。また、自宅内にいて男女の声を聞いただけの証人であり、被告人や被害者を直接視認したわけではない。しかし、上記2点については明確に述べており、反対尋問にも十分に耐えていた。近隣住人とはいっても、事件の数か月前に引っ越してきたばかりで、被告人とも被害者ともほとんど面識のないことも、ある意味で好材料である。どちらに対しても利害関係はおろか特別な認識・感情を有しておらず、中立性の高い証人といえるからだ。そんなわけで、この証人については、いわば検察官立証の筋書きどおり、ほぼ無風状態で主尋問及び反対尋問が行われたが、補充尋問に入る直前で、少しばかり法廷の空気が緊張した。裁判長がここでわざわざ5分間の休廷を取ったからだ。短い休廷が終わって裁判官と裁判員が再び席に着いたとき、傍聴席、とりわけ報道陣は、裁判員が口を開き、初めて補充尋問をする歴史的な瞬間に立ち会えるのかと、一様に体を堅くしていた。しかし、その期待は肩透かしに終わり、裁判員も裁判官もこの証人に対しては尋問することなく、初日の審理は終了した。

ところが、午後4時40分ころ、裁判官が閉廷を告げた直後にちょっとしたハプニングがあった。傍聴席で傍聴していた一人の中年女性が突然立ち上がり、「公判前ですべて筋書きが決まっているじゃないですか。裁判員制度に反対！裁判員たちは、裁判員になることを拒否してください。裁判員制度を廃止しましょう。密室裁判をやめろ！」と叫んだのだ。裁判長は、とっさに「傍聴人は退出してください。」「退廷を命じます」と訴訟指揮をし、くだんの女性は、警備員に取り囲まれるように法廷を出て行った。とくに混乱はなく、それ以上の騒ぎにはならなかったが、多少の後味悪さは残った。このようなアジェンションが法廷に響き渡った瞬間の裁判員たちの当惑したような表情が印象的だった。周知のとおり、裁判員制度に対しては、様々な立場からする反対論にも根強いものがある^(注28)。筆者も、無条件に裁判員裁判に賛成するものではな

く、いろいろ問題を抱えた制度であることは自認しているが、このような形で問題提起が、成熟した民主主義社会における言論のルール、マナーから大きく逸脱したものであることはいうまでもない。裁判員制度に反対ならば、傍聴席から不規則発言をするのではなく、堂々と通常の言論手段に訴えればいいのである。このようなやり方は、裁判を受ける被告人に対しても、亡くなった被害者や遺族に対しても、また懸命に審理に従事する裁判員たちに対しても礼を失したものである。いささかげんなりしつつ、初日の法廷を後にした。

(注28) 主立ったものだけでも、小田中聰樹『裁判員制度を批判する』(2008年)、西野喜一『裁判員制度批判』(2008年)、高山俊吉『裁判員裁判はいらない』(2006年)などがある。

五 書証と目撃証人の取調べ(その2)(8月4日午前9時57分)

1 目撃証人(2)

2日目の審理は、Mの検察官調書の取調べからはじまった。M(男性)は、前記O証人と同様、犯行現場近隣の住民である。犯行直後に血を流して立つ被害者及び少し離れて立つ被告人を現認したとされる。要旨の告知がはじまった。検察官は、①最初に叫び声が聞こえたときの様子、②血を流した被害者の様子、③そのときの被告人の様子、④110番通報したときの様子の4項目に分けて要旨を告知するといひ、このとおりの項目をパワーポイントで表示したうえ、調書の内容を説明し始めた。よいアイデアであり、たしかに要点が聞き手の頭に入りやすい。しかし残念なことに、肝心の調書の内容が分かりづらい。端的に言ってひとつひとつの文章が長いのである。句読点を駆使し、ときにはまるで一筆書きのように事件の内容を一文に収めてしまう法律家独特の文体^(注29)は、これからはよほど気をつけなければ、立証の分かりやすさを損なうかもしれない。法廷でのプレゼンテーションがいくら洗練されても、供述調書をはじめとする伝統的な書証の記載が旧態依然たるものであれば、結局、裁判員という事実認定者には書証の作成者が意図したところは十分伝わらないのである。

やがて要旨の告知が終了し、午前10時すぎころから、Mに対する証人尋問手続がはじまった。つまり、Mの検察官調書の取調べは、同人に対する証人尋問

の直前に行われたことになる。このあたりの証拠調べの順序にも工夫が感じられる。Mの検察官調書は同意書証であったから、職業法曹だけで構成される従前の法廷ならば、前日に取調べられた捜査報告書等と一緒に要旨の告知をすませていただろう。しかし、それは、職業裁判官が事後にすべての書証を読み直すことを前提にした扱いである。法廷で心証を取りきる公判中心主義の法廷を実現しないと、裁判員という名の新しい事実認定者は適切な事実認定を行えない可能性が高い。そうだとすれば、Mの調書は、Mの尋問に先立ってセットで行うのが合理的である。同じ供述者の話である以上、続けて聞いた方が頭に入りやすいからだ。おそらく上記の証拠調べの順序も、このような考えにもとづくものであろう。あと、証人尋問が始まる前の宣誓手続においても、少し考えさせられることがあった。証人が高齢のため耳が遠く、偽証罪の告知がうまく聞き取れなかった。証人が「え？」と聞き直し、それに合わせて裁判長がゆっくりと大きな声で言い直す。筆者は、最初からもう少し大きな声でゆっくり語りかけるべきだと思って見ていた。耳の遠い人は自然と声が大きくなる。人定質問でのやり取りからだけでも、証人が高齢でやや耳の遠い人であることは明らかに感じとれた。法律家は、「人」を抽象化されたものとして、また「事件」を類型化されたものとして扱いがちである。そのため、安定はしているが、画一的な言動に陥りがちな傾向があるように思う。高齢で声の大きな男性が自分の前に立ったとき、マニュアルどおりの言葉を投げかけるのではなく、相手の目線や雰囲気に合わせて、身体的なものも含めて自分が使うべき言語を自然に選択することができるか。市井の人が必要に迫られて自然と身につけている対人折衝術を使うことができるか。これからの法廷は、そのような能力を含めた全人格的な作業の場になるのかもしれない。誠実かつ優秀なのであろうが、いかにも一本調子な裁判長の訴訟指揮をみていて、ふとそんなことを考えさせられた。

主尋問がはじまった。争いのないところは検察官が誘導していく（刑訴規則199条の3第3項1号、3号参照）。スムーズな滑り出しである。しかし、事件当日の経緯がひととおり出た後、尋問が被告人の生活歴や前科に関することにわたると、「40年前、被告人がプロレス技をかけて人を死なせてしまったことは知っている？」とか、あるいは、「別のご近所の家で自転車が邪魔だと文句を言ってガラスを割ったことはある？」とか、それまで以上に誘導的な尋問が目立つようになる。正直言って、これらの事情が本件の審理の上でどこまでの

意味をもつ事情であるのか、傍聴席からはよく理解できない。聞いていて迂遠な尋問であるとの印象は否めない。おそらく裁判員も同様であろう。しかも、弁護側からの異議も出ない。基本的に争いのない事実関係だからであろうが、流しっぱなしの尋問といえなくもない。緊張感が少しずつ弛緩していく。そして、そのことは徐々に裁判員の集中力を削いでいったはずである。弁護人の反対尋問に移っても尋問はいささか迂遠であった。例えば、被害者が自宅前の植木に水をやる際、路上に落ちた水を容器で大きな音を立ててすすっていたとの事情については、証人から、証人の妻は少しうるさいと言っていた旨の証言を引き出せたが、事件全体の中でこの事実がどこまでの意味をもつのか、量刑に影響するような事実なのか、少なからぬ疑問を感じた。また、被害者が気の強い女性で物の言い方がきつい一面があったことを引き出そうとする反対尋問に対抗し、再主尋問で、「一方で、気さくなところもありましたか?」といった尋問がなされたが、これなど完全な誘導尋問であろう。丁寧すぎる尋問は裁判員裁判では逆効果になりかねないことは実務法曹の間で十分意識されており、限られた尋問時間を有効に使うべく現場が工夫を重ねていることは理解できる。しかし、本来、「気が強い」とか「気さくである」とかは評価の問題であるから、冒頭陳述や弁論で意見として述べるべき言葉であり、尋問の場では、その評価を基礎づける具体的事実を引き出すことに腐心してほしかったと思う。上記のような事実上意見にわたる尋問がなされると、反対当事者は、立場上放置するわけにもいかず、この点をさらに証人に確認し、できることなら自分に有利な方向で固めようとする。その結果、尋問が拡散し、聞き辛いものとなって、重箱の隅をつつく印象を聴き手に与えることになる。この証人に関する限り、当事者双方の尋問は、尋問が進むにつれ、従前悪弊として指摘されたところが顔をのぞかせた気がした。もちろん、弁護人にしてみれば、被告人が公訴事実そのものではなく、その経緯にこだわりをもっている以上、このような訴訟活動をやるしかない、あるいはやるべきだという大義名分はあったろう。少なくとも従来型の刑事弁護を前提とする限り、供述調書は同意しても、被告人の言い分に沿って敢然と反対尋問していくスタイルは、よく見られたところである。筆者には、そのことが悪いと言い切る自信も根拠もない。しかし、このような従来型の証人尋問をすると、裁判員裁判においては、職業法曹が思っているよりも遙かに審理の印象が希釈されるように思う。今後の検討課題のひとつであ

る。やがてM証人の尋問が終了し、裁判長が20分間の休廷を宣言した。

2 目撃証人(3)

午前11時24分、審理が再開され、3人目の証人であるK証人（女性）が法廷に迎えられた。Kは、前記O及びMと同様、やはり近隣の住民である。検察官の主尋問がはじまったが、この証人は、緊張も手伝ってか早口でせっかちにしゃべる。検察官の問いが全部終わらないうちに思いつくまま答え始める。このような場合、尋問者は、例えば「問いが終わってから答えてください。」などとやんわりと制御しつつ、証人をペースダウンさせようと答えさせるのが通例である。ところが、主尋問を担当する検察官は、証人につられて徐々にアップテンポになっていった。こうなると、質問と答えがますます重なり、聞き取りにくくなっていく。技術的に改善の余地のあるところである。それでも、事件当時自宅にいたK証人が、「助けて」という叫び声を聞いたこと、屋外に出てみると出血した被害者がいたこと、手に刃物をもった被告人が被害者に「くそばあ」と怒鳴っていたことなどが次々と証言されていく。検察官立証からみたこの証人の位置づけは、被告人の刺突行為の直後、重傷を負った被害者と、それを証人自宅付近まで追ってきていた被告人の姿を目撃した目撃証人というものである。前述のとおり、聞き取りにくい難点はあったものの、事実関係自体は検察官のシナリオにしたがって語られていく。公訴事実には争いはないし、主尋問を聞く限り、自らが実体験したことを中立的な立場で証言するごく普通の人であり、何か争う材料があるようには思えない。事実、弁護人の反対尋問も形どおり目撃状況や時間的な前後関係を確認することに大半が費やされ、これといった内容に乏しかった。

弁護人の冒頭陳述の内容から察するに、被告人は、被害者を刺殺したこと自体は争わないが、犯行の細かな態様、例えば被害者が「やるならやってみろ」と挑発的な言葉を発したとか、逃げ回る被害者を一方的に刺したのではなく、被害者から押し返されて倒れた事実があったとか、重傷を負って逃げる被害者をK証人宅付近まで追いかけていった事実はないとか、そのような細部の事実関係にこだわっていた。客観的にみて、3人の目撃証人の証言内容と齟齬しており、被告人の弁解を裏付ける材料は皆無に近いのであるが、被告人がそこにこだわっている以上、被告人の供述一本を武器に弁護人としては争わざるを得

ない。それが、3人の目撃証人の供述調書を基本的に不同意とし、検察官申請の証人として法廷に呼び出されたこれら証人に対し、反対尋問を尽くすという弁護活動として現れたのであろう。そのこと自体はある意味当然のことである。また、とりわけ裁判員裁判においては、公判中心主義のわかりやすい訴訟を実現するという効用もある。裁判員の立場からすれば、同じような内容の話を聞くにしても、供述調書の朗読という形で聞かされるより、原供述者である証人自身の口から聞く方が、いろいろな意味でありがたく、頭に入りやすいであろう。証人を直接目で見て、耳で聞いて、事件の具体的なイメージをつかむことの効用も軽視してはならない。この事件でも、いかにも下町の庶民といった風情の、老若男女入り混じった3人の証人が法廷に現れたことによって、近隣トラブルに端を発する殺人事件という本件の個性が明確になった。筆者でさえそう感じたのであるから、生まれて初めて法壇に座る裁判員はなおさらそうであつたろう。「Kは女性で、被告人宅から数えて何軒隣の家に何年前から住んでいる」などと口頭で説明されても、直ちに頭に入るものではない。評議の場で、「Oは、どんな立場の人だったか」、「Kの証言の概要は、どんなものであったか」といちいち確認しながら議論せざるを得ず、煩瑣なことになる可能性が高い。法廷で心証を形成しろというならば、供述調書を読み上げるのではなく、直接証人を目で見てその言葉に耳を傾ける方が印象として鮮明なのは当然のことである。しかし、それを前提にしても、なお、本件における目撃証人の扱いには、あと一工夫の余地があるように思われた。証人として呼ぶこと自体はいいとしても、被告人及び弁護人が何を問題にしているか明らかにするために、例えば、争いのない箇所については供述調書を部分的に同意し、被告人が納得していない部分に絞って反対尋問をするという扱いは考えられなかったのだろうか。このようなやり方においては、冒頭陳述(一種の弁論手続である)で主張された内容を裏付けるために証拠調べが実施されていることが形の上で明確になり、裁判員にとっても分かりやすくなるように思う。証人の負担も確実に減る。筆者がここで提案した証人調べのやり方など、実務家ならば誰でも考えつくことであり、取り立てて妙案というわけではない。この事件の裁判官、検察官及び弁護人も、公判前整理手続において、このようなやり方を十分意識した上、どのような構成・順序で証拠調べをするかを検討し、実際の公判期日ではこうやると一応の合意を形成したのであろう。そのことを承知の上、もう

少しスマートなやり方は考えられなかったのであろうかと、あえて問題提起しておきたい。

あと、このK証人の尋問において、公判全体を通じて印象に残ると言っている、ひとつの場面があった。「事件のことを思い出すことがありますか？」との検察官の質問に対し、証人が、血の気が引いて唇が青ざめていた被害者の瀕死の様子を思い出すことがある旨答えた際に、思わず嗚咽したのである。法廷は静まりかえったが、女性の検察官が、すかさず席を立てて自分のハンカチを証人に差し出した。女性ならではの細やかな心遣いということもできる。また、証人の言動に集中していたからこそ出たとっさの行動で、立会検察官として立派だという言い方もできる。ひょっとしたら、このような場面もありえることを想定し、検察庁は組織として法廷におけるヴィヘイビアに磨きをかけているのかもしれない。いずれにせよ、絵になる場面であった。実務法曹の中には、裁判員裁判が悪しき意味でのパフォーマンスに左右される劇場型の法廷になりはしないかと懸念する声がある。筆者も同じ危惧をもつが、このような女性検事の振るまいが、彼女自身の個人的資質・細やかさ・配慮から自然に出たものであるならば、それは素直に評価すべきであろう。法曹の仕事は、事件ではなく人間を扱うことである。一個の人間として感受性豊かな人が法廷に立つこと自体は、何より当事者にとって歓迎すべきことである。そしてこのような感受性の有無が、新たな時代の裁判においては結果に反映することになるのかもしれない。そう考えると、上記の場面は、ある意味で訴訟手続の今後の姿を暗示する象徴的な意味があるように思えた。

(注29) その典型例は、起訴状の公訴事実の記載であろう。

六 遺族に対する証人尋問（8月4日午後1時）

1 証人の供述調書の取調べ

昼食休憩後の午後1時、審理が再開され、まず被害者の長男の検察官調書が取り調べられた。被害者が、配偶者を病気で亡くした後、整体師として働きながら女手一つで長男と次男を育て上げたこと、長男と被害者との間には近隣の住民としての面識はあるが、とくにトラブルなどはなかったことなど、形どお

りの内容が要旨として告知される。弁護人が同意（刑訴法326条）している以上、外形的な事実には争いがないはずであるが、この書証の取調べに引き続き、前記のとおり、双方申請により長男自身の証人としての取調べが予定されている。弁護人が、どのような材料をもってこの証人を申請したのか。遺族の生の被害感情がどのように語られるのか。審理は最初の山場を迎えた感がある。

2 検察官の主尋問

ほどなく長男の証人尋問がはじまった。事件当日（5月1日）の午後、事件の第一報を職場で聞いて信じられない気持ちであったこと、病院で体中血だらけだが顔は比較的穏やかな母親の遺体を確認したことなど、遺族としての生々しい体験が、検察官の主尋問に沿って語られていく。法廷は水を打ったような静けさである。尋問が、被告人の主張する犯行の経緯にわたると、証人の語気は強くなり始めた。被害者が被告人宅の敷地内でバイク（通勤等に用いるスクーター・タイプのもの）の方向転換をして、被告人がそれを迷惑に感じていたこと、被告人の敷地内に置いてあった猫よけのペットボトルを被害者が倒していたことなど、被告人の弁解に出てくる事実を次々と明確に否定していく。検察官が、犯行直前の経緯に関し、「被害者が被告人の持ちだしたナイフに動じず、むしろ被告人を罵倒する氣勢を示した」という被告人の弁解内容に言及すると、証人は、即座に、「それこそ『何言ってるの』と思います。そんなデタラメをみんな信じるんですか。」と言い放った。この瞬間、裁判員たちは明らかに凍りついていた。証人は徐々に感情が高ぶり、何度かハンカチで目をぬぐう。検察官の主尋問は、「被告人の言うことを真に受けて、真実から目をそらさないでほしいです。母親の名誉回復のためここに座っているんです。」という証人の切実な言葉で終了した。

3 弁護人の反対尋問

引き続き、弁護人による反対尋問がはじまった。多少のいきさつはあったかもしれないが、被告人が主張する程度の近隣トラブルで刃物を持ち出されてはたまらない、ましてや実際に人を刺すなど言語道断というのが一般人の感覚であろう。本件の場合、大義名分はどう見ても被害者と遺族の側にある。このような場合、被害感情をあらわにする敵性証人に対し、ひるまず、しかし深追い

せず、適正・妥当な範囲で反対尋問をやり遂げるのは容易なことではない。ましてや、反対尋問の中で被告人に有利な事情を引き出し、ポイントをあげるのは、非常に困難なことである。しかし、ベテラン弁護士である2人の弁護士は、この困難な作業をやりとげた^(注30)。弁護士は、被害者並びに被害者と同居していた長男（証人）及び次男が、いずれも自宅前路上に多少はみ出す形でバイクを駐車していたこと、被害者が世話していた植木鉢についても同様であることなどの事実関係を引き出していく。証人は、「写真を見れば分かるでしょう」と言い返すなど、時として感情的になりながら、基本的にこれらの事実関係を認めていく。少なくとも否定はしない。弁護士としてはこれでいいのである。これで被告人の弁解を最低限基礎づける証拠にはなるし、そもそも話の本筋とは遠い事情であるから、これ以上深追いしてもあまり意味はない。証人の感情を決定的に害して悪印象を与える危険性すらある。切り上げどきが肝心である。

弁護士が明確なポイントを上げたのは、証人自身の警察官調書の記載にもとづき、被害者にも物の言い方がきつい一面があったことを法廷に顕出するのに成功したくだりである。事件当日の午後、証人は警察署において供述を録取されたのだが、類型証拠開示（刑訴法316条の15）^(注31)により公判前にその内容を了知していたはずの弁護士は、次のような質問を投げかけた。「母の性格について述べていますね。母は一言で言えばきつい性格でしたと。覚えていますか。」「気も強いし、余計な一言を言ってしまうこともありました。けんかが終わらないということもあり……。記憶にありますか。」「近所の人とけんかすることもあった。記憶にありますか。」これらの質問に対し、証人は、「覚えていない」と答えるのみ。この部分だけ攻守と場所が入れ替わった感があった。もちろん、それだけの理由で証言の信用性が減殺されたわけではない。例えば証人は、弁護士の質問に対し、「事件の直後ですよ。想像つきますか？母の死を目の当たりにしたんですよ。警察署に連れて行かれて、缶詰みたいにされて。それで母のことを思い出してくれ、しゃべってくれと。そのときの状態はまるで夢見てるみたいで。」と反論していた。そうだろうと思う。自分の母親が突然刺殺された当日にまともな精神状態でいられるはずはない。調書の読み聞けも上の空であろう。しかし、警察官が創作したとは思えない内容の調書であることも事実である。事件当日午後の時点で、被告人はまだ警察に出頭していない。事件の客観的経過からして、この時点で警察が被告人の供述に接していな

いことは、まず間違いない。したがって、取調警察官が被告人の弁解内容を長男にそのままぶつけ、長男がそれを明確に否定しないことによって、結果として誘導的な供述録取がされたということも考えにくい。気が動転した中であっても、そして、そのことについては心からの同情を寄せるにしても、例えば、「余計な一言を言うため、けんかが終わらないことがあった」旨の供述部分については、証人自身の口から語られた内容としか思えないのである。そうだとすれば、反対尋問は見事に功を奏したことになる。峻烈な被害感情を語る証人の口から、犯行に至る経緯に関して被告人の言い分にも一理あるかもしれないと思わせる事情を引き出せたのだから。筆者は、類型証拠開示の威力を改めて認識した。裁判員裁判に先立つ公判前整理手続の導入に伴い整備された新たな証拠開示制度がなければ、このような反対尋問はおそらくできなかっただろう。いろいろな問題をはらんだ手続であることは承知しているが、証拠開示の範囲が拡大されたこと自体は、素直に評価すべきであるように思われた。

4 裁判員及び裁判官の補充尋問

反対尋問に続いて検察官の再主尋問が終了し、補充尋問の番が来た。昨日から証人調べがはじまっているが、この段階になると、傍聴席に陣取るメディアの関心は、いつ裁判員が口を開き、初の補充尋問をするかに集中した。補充尋問の番が来ると、傍聴席に陣取った報道陣が筆記用具を握りしめて身構える。その緊張感が筆者にも痛いほど伝わってきた。しかし、裁判長は、その度に、まるで気合を外すかのように、「打合せのため10分休廷します」などと宣言し、陪席裁判官と裁判員を伴って退出するのだった。この事件でも、午後1時45分ころ、裁判長が暫時の休廷を宣言した。このような運用に対しては、「流れが切れる」、「肩透かしだ」という声も聞いたが、筆者にはやむを得ない措置に思えた。そのまま審理を継続して活発に尋問が出るならば、それに越したことはない。しかし、補充尋問は必ずしも簡単なものではない。主尋問、反対尋問の内容をふまえた上で、何が問題になるのかをその場で把握し、一問一答形式で問いかけるといえるのは、専門家にとってもかなりの修練を要する技術である。おそらく審理の中身についていっただけで精一杯の裁判員に、その場で気の利いた尋問をしろと言っても無理な注文ではないだろうか。たしかに、裁判員には素朴な市民感覚を活かし専門家の盲点になりがちな事柄を問いただして欲

しい。筆者も強くそれを願う。しかし、それは審理の中身を理解してこそのことである。また、尋問に関する技術的問題もある。いくら鋭い感覚で質問を思いついたとしても、法廷は証人や被告人とお話をする場ではない。個人的な意見や見解を述べる場でもない。最低限尋問の体裁を取る必要がある。さらに、衆人環視の中で審理にあたる緊張感も相当なものであったろう。もろもろの事情を併せ考えると、裁判員にいきなりの尋問を期待するのは若干無理だったように思う。いったん休憩時間を取り、証言内容や疑問点を互いに整理・確認する。そのうえで、気になることがあれば遠慮せず直接証人に尋ねるように促す。少なくとも第1号事件に関する限り、このような段階を踏むことが不可欠だったのではないか^(注32)。筆者を含む傍聴人の立場からすれば、流れを切らず、そのまま補充尋問がされる方がありがたい。しかし、裁判は傍聴人のために行われるものではない。裁判を受ける当事者のために行われるものである。そのためには、事実認定者が審理の内容を咀嚼する必要がある。公判審理は、見て分かるものでなければならないが、少なくとも第一義的には、第三者に見せるためのものではないのである。

休廷明けの午後2時ころ、裁判長の「再開します。では裁判員4番さん、どうぞ。」とのかけ声とともに審理が再開された。法廷に新たな緊張感がさっと走る。4人目の証人にして、はじめて裁判員による補充尋問がされることが明らかになったからだ。裁判員4番の女性が、おずおずと口を開く。「はい、えーと、先ほどの人物像の説明ですが、調書との食い違いが気になるのでお聞きしたいんですけど。調書の確認の仕方はどうだったんですか？」一瞬の間の後、裁判長がすかさず言葉を補う。「警察で調書を作った際の確認の仕方を尋ねているんですけど。」質問の意図を理解した証人が、ようやく口を開く。「何を言ったのか、ぼーっとしてて、ここにあるのを読んでサインして……。」裁判員4番がさらに尋ねる。「書いたものを自分で読んでサインしたんですか？」証人は、「正直よく覚えていないです。」と答える。ここで裁判長が介入する。「読んだかどうかははっきりしないんですか。」証人が答える。「記憶がはっきりしないんです。記憶がとびとびだったんです。」このやり取りを聞いていて、筆者はむべなるかなと思った。供述録取調書の読み聞けは、実務法曹にとってはありふれた概念であっても、供述録取者が供述者の供述を書き取り、その内容が間違いない旨を供述者の署名・押印によって担保する独特の形態は、普通

の市民にとって分かりやすいものとはいえないだろう。供述録取の構造を理解できたとしても、それならば、なぜ、自分が「間違いありません」と確認して作成されたはずの調書の内容と、法廷で述べていることが食い違うのかということになる。裁判員が質問したくなるのも当然であろう。供述調書のあり方について示唆を与える可能性のある、素朴ない質問が出たと、筆者は少しく感慨にとらわれていた。裁判員に続いて裁判官もいくつかの補充尋問をし、長男の証人尋問は終了した。

5 遺族の供述調書の取調べ

証人尋問終了後、同意書証である被害者の母の検察官調書が取調べられた。前記のとおり、証人として出廷した長男の供述調書は、証人調べに先立って取り調べられた。争いのない限度で、証人が話すであろう概要をあらかじめ聞いておくことは、証人尋問を効率的に実施することに役立つからである。その一方で、法廷に呼ぶ必要までではないと判断された母親の供述は、長男の証人尋問終了後に、いわば補充的な情状立証の一環として、供述調書の朗読といった形ですませたわけである。合理的な証拠調べ手続きの運用である。前にも触れたが、従前の法廷では、同意書証は証拠調べ手続きの冒頭に一括して調べることが多く、せいぜい、専ら客観的な事実関係に関するもの（甲号証）と被告人の供述調書及び身上経歴に関するもの（乙号証）とで取調べ時期を変える工夫がみられる程度であった^(注33)。しかし、裁判員裁判では、書証を事後に読み直すことは原則としてあり得ないとの前提に立って、初めて聞く話の内容が頭に入りやすいように、証拠調べの順序が工夫して構成されることになるのであろう。いいことである。平凡に見える事件についても、事件の個性や潜在的な争点によって、まだまだ工夫の余地が残されているはずである。

さて、上記供述調書の取調べにおいては、被害者が親孝行で家族思いであったことなどが語られ、「死刑にしてほしい」との処罰感情が述べられた。順序が前後するが、被害者の長男も、尋問の中で、「正直死刑にしてほしい。でも無理なので一生刑務所に入るくらいの刑になってほしい。10年か20年の刑で出てきて、また酒飲んで競馬やって……。それでは母が浮かばれない。」と述べていた。無理もないことであるが、遺族の被害感情は峻烈である。上記調書の取調べが終わったのが午後2時13分ころ。約30分間の休廷が告げられる。次は

いよいよ被告人質問である。

- (注30) 刑事事件における遺族に対する尋問という場面に限定すると、大変さが先に立つが、例えば民事訴訟における反対尋問は、敵性証人が相手であることがほとんどである。したがって、経験豊富な弁護士の場合、このような難しい場面に慣れている。本件で反対尋問がうまくいった要因の一つとして、そのことがあげられると思う。
- (注31) 本文掲記の警察官調書の場合、同条第1項第5号イないしロにもとづいて請求及び開示がされたのであろう。
- (注32) あと、補充裁判員に質問はないか確認の上、質問があれば、例えば陪席裁判官が代わりに質問するような運用上の工夫の必要もあるようだ。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）10条、56条、69条等参照。
- (注33) 客観的な事実関係をできるだけ先に、主観面は後にとの配慮から、実務上、甲号証を先に取調べ、通常証拠調べの最終段階で行われることの多い被告人質問の直前に乙号証を取調べるなどの運用が見られた。

七 被告人質問（8月4日午後2時44分）

1 書証の取調べ

午後2時44分に審理が再開され、被告人質問に先立っていくつかの書証が取り調べられた。検察官請求にかかるものは、身上経歴に関する被告人の警察官調書（いわゆる身上調書）、戸籍謄本、前科調書、前科にかかる判決書写しである。ここで前科の存在を含む一般情状関連の事実関係が明らかになった。合計11犯と前科が多いこと、昭和39年判決と古いものではあるが、本件と同様に人の生命を奪った傷害致死罪の前科があること、累犯となる平成17年判決の前科（業務上過失傷害、道路交通法違反）があることなどが目を引く。もちろん、被告人質問前のこの段階で前科を扱うのがどうなのかという理論的な問題はあまる。ましてや本件では、基本的に公訴事実の存在自体に争いはないものの、殺意の内容・程度に争いがあるから、このような扱いが裁判員に影響を与えないのかという形式論理を述べることはできる。しかし、筆者を含む大多数の実務法曹にとって、ほとんど違和感はなかったのではないと思われる。基本的に自白事件であるし、上記前科の内容と本件の争点はほとんど関係がない。また、これから実施される被告人質問の中で、前科を含む一般情状について尋ねるこ

となるが、客観的に争いのない事実関係を確定した上で証人尋問なり被告人質問を行うのが証拠調べの常道である。前科は繊細に扱うべきものであるが、その存在一般が直ちに何か問題になるほど現実の訴訟は単純なものではない。この事件では、前科の存在は罪体の認定と関係がない。ほとんど一般情状としてのみ意味を有する事情である。裁判官も、検察官も、そして弁護人もそのように判断したからこそ、このような順序で証拠調べが実施されたに相違ない。

他方、弁護人請求にかかる書証として、被告人の小学校時代からの知り合い（男性）の供述調書が朗読された。内容は、被告人が、本件犯行当日の夜、上記知り合いに伴われて警察に出頭した経緯に関するものである。事実関係に争いがあるわけではないが、供述調書の内容には、植木鉢を路上に置いていることをめぐり以前から被告人と被害者の間でトラブルがあった旨語ったことが含まれている。これは、被告人の弁解を一部裏付けるもので、それで弁護人が証拠調べを請求したのであろう。これもまた、争点及び証拠を整理する過程で、新たな証拠開示制度（刑訴法316条の14, 15, 20）により、弁護人がアクセスできる証拠の範囲が飛躍的に広がったことの副産物と思われる。

2 弁護人の質問

弁護人の質問は、形どおり、被告人の弁解内容に沿って行われた。被害者宅前路上には、被害者及びその家族のバイクやスクーターが合計3台駐車されていたこと、それがかつて被告人が運転していた軽自動車の出入りの妨げになっていたこと、被害者がスクーターを被告人方敷地内で方向転換させる際、被告人が猫よけに置いたペットボトルを倒すことが度々あったこと、これらについて被害者に度々苦情を言ったが取り合ってもらえなかったことなど、真偽のほどは別にして、被告人が主張するところの事実関係が明らかにされていく。さらに話は、犯行当時の生々しい事実関係に及ぶ。犯行当日もペットボトルの件で苦情を言ったところ、「俺がやったんじゃない」という言い方で、女性である被害者が「俺」という一人称を使って強く否定したこと、被告人が生活保護を受けていることを指して、「国の世話になっていて文句言うんじゃない」と被害者が言い、それが被告人の気に障ったこと、被告人が凶器のナイフを持ちだしても被害者はひるまず、「やるならやってみろ」と言ったこと、被告人が「ぶっ殺す」と言った事実はないこと、被害者を刺した直後、被害者から押さ

れて仰向けに倒れたことなど、被告人が主張する犯行の状況が語られていく。しかし、全体に、話の内容に合理性が乏しく、裏付けとなる証拠もない。このストーリーがはたして裁判員に受け入れられるのだろうか。そう思いつつ裁判員の顔を見ると、彼らも難しい顔をして聞いている。話が犯行後の被告人の行動に移ると、法廷の空気は微妙に変わった。被告人は、被害者を殺害した直後、身柄拘束を覚悟しつつ、留置場での自弁購入^(注34)に備えてATMから現金4万円を引き出ししている。自宅の公共料金の支払いも気がかりであったという。別にそれ自体被告人の刑事責任に直接影響を与える事情ではないのだが、人を殺した直後にしてはえらく落ち着き払った態度である。手慣れた被告人だとの印象は否めない。筆者がそう思ったのだから、おそらく生まれて初めて刑事法廷を経験し、被告人と呼ばれる人と接した裁判員は、なおさらそう思ったことだろう。

被告人質問を聞いていて、裁判員に弁解内容をぜんぶ聞かせるのは戦略としてどうかという気もしてきた。もちろん、被告人に言い分がある以上、それを法律的なパラダイムに乗せて法廷で表現してみせるのが弁護人の腕である。また、本件の弁護人は経験豊富なベテラン弁護士であったから、あまり悪し様に被害者のことを言ったりするのは逆効果であることくらいは百も承知しており、質問に重なるように早口で答えようとする被告人をぎりぎりのところで制御しつつ、被告人質問を進めていた。しかし、これらのことを割り引いても、被告人に言いたいことを言わせるというのは、従来の職業法曹だけからなる法廷で通用する流儀なのかもしれない。これまでは、とりわけ自白事件においては、刑に服する被告人の納得のため、多少苦しい弁解であるにしても言いたいことを十分言わせてあげよう、根気よく耳を傾けてあげよう、そんな暗黙の了解がないではなかった。しかし、裁判員裁判の場合は、言いたいことを十分に言わせた結果、従来よりマイナス効果が大きくなる可能性を否定できない。本件のように被害者のいる事件ではとくにそうである。そんなことを考えながら弁護人の被告人質問を聞いていたが、後に触れるように、この危惧は結果としての的中することになる。

3 検察官の質問

約30分間の休廷の後、検察官による質問がはじまった。このあたりから、審

理はやや複雑で聞きづらい内容のものとなった。被告人の弁解が動機の形成過程や犯行の経緯に関わるものである以上、検察官も立場上看過しえず、細かく反対尋問せざるを得なくなったからである。しかも本件の被告人は、質問の内容をよく飲み込まないまま早合点し、必ずしも問いに対する答えになっていないことを早口でしゃべる傾向があった^(註35)。こうなると、裁判員が審理について行くのは大変だったろうと推測する。例えばこんなことがあった。被告人は、法廷では、犯行当日の被害者との口論の直接のきっかけは前記ペットボトルの件であるかのような供述をしていたのだが、被告人質問に先立って取り調べられた被告人の小学校時代からの知り合いの前記供述調書によると、犯行当日、警察署に任意出頭する直前の被告人は、植木鉢の件でトラブルがあった旨の説明をしていたらしい。そこで、検察官は、この点の追及を試みた。法廷ではペットボトルが直接の原因だといいいながら、知人の供述調書では植木鉢だと言っているのではないかというわけである。しかし、こんな質問は、いわば重箱の隅をつつくものである。知人の供述調書の当該記載部分は、被告人の供述を内容とするもので、伝聞となっている。またそもそも供述を要約して録取した供述調書という書証の性質上、その場で出た話がすべて記録されているわけではない。「植木鉢」という単語が出たからこそ、そのことが録取されているのであろうが、それ以外に「ペットボトル」という単語が出たかもしれないし、出なかったかもしれない。逐語録でない以上、正確な再現は不可能である。であるのに、「ペットボトルの話が出ていないのは、おかしいではないか。」と追及してみたところで、さほどの実益があるとは思えないのである。書証の記載を中心に、言語の形式論理の整合性にこだわる実務法曹の悪癖が出た場面だという言い方もできる。案の定、裁判員たちに困惑の表情が浮かぶ。我慢できなくなった裁判長が、検察官と被告人の間に割って入る。「あなたが聞かれているのは、あなたがYさん(筆者注：前記被告人の知人のこと)に植木のことを言ったのはいつかということなんです。」「いや、だから、なぜ、あなたはYさんにペットボトルの話せず、植木の話をしたかということなんです。」このあたりは、正直言って証人尋問として失敗作であり、今後の要改善事項であろう。裁判員たちは、法曹がこだわっている事柄にどれほどの意味があるのか理解できず、内心不安に思っていたはずである。こうなったそもそもの原因が、攻撃防御の範囲が、被告人と被害者との間のトラブル全般に事実上拡散し

てしまったことにあるのは間違いないであろう。他人の法廷を見て、あれこれ批評することはたやすい。また、現場には傍聴席から見えない苦勞があることも事実である。しかしそれをふまえても、法曹三者とも、従来の感覚を脱し、もう少し核心司法^(註36)を意識する必要があるように感じられた。

質問が進むと、被告人の人格特性（キャラクター）とそれに密接に関連した弁解の内容が、いっそう明らかになっていく。例えば、なぜ被害者である女性を脅すのに口で言わず、ナイフをもちだしたのかという検察官の質問に答え、「口げんかでどうなるものでもないですよ。今まで何回もやって、その度に『おう、やるのか』と言われて。」と答えたまではいいが、それに続き、「前刑終えて家を借りたんですよ。4畳半と6畳の部屋があって。」と、およそ脈絡のない話を持ち出し、裁判員に怪訝な顔をさせる。また、被害者を刺殺した直後、ATMで金を下ろした上、冷えた缶チューハイを買って飲んだのはなぜかとの質問に対し、あっさり「暑かったから」と答えて法廷内にいた者を苦笑（失笑？）させる。さらに次のようなこともあった。検察官の質問から察するに、犯行の直前、被害者から生活保護を受けていることで侮辱された事実と、犯行の際、気丈な被害者から押し返された、あるいはつかみかかられた事実は、法廷で初めて語られたことであるらしい。被告人自身、取調べ検事はよく自分の言い分に耳を傾けてくれたと言い、捜査段階での検察官調書の信用性を肯定しているのだが、調書を作成する取調べの際には、上記各事実は一切口にしていなかったようなのだ。検察官は、当然、今になってこのような弁解を始めたのはなぜかと問い詰める。それに対する被告人の答えは、「取調べの時には、人を殺しておいてそんなことまで言えなかったが、この法廷では、被害者の遺族が死刑などと言っているから、私も何か言わないと思って。」というものであった。こうなると、事実認定という作業は大きな困難に直面する。被告人が、心の中にしまい込んでいた本当の記憶を今語り出したのか、それとも「死刑」という言葉に反応し、売り言葉に買い言葉的に、この場で思いついたことを語り出したのか、見極めるのは容易ではない。結局のところ、そのような事実があったのか、なかったのか、どちらとも判然とせず、証拠上認定困難であることを理由に存在しない事実として扱うしかない。当事者がこだわって質問したにもかかわらず、事実認定のための採証手続の上では、この部分は結果として無駄になるのだ。すると残るのは、検察官及び被害者の側は被告人が主張する

事実はなかったといい、一方、被告人及び弁護人の側はあったという意見の相違と感情のすれ違いだけである。これが証拠調べ手続きのあり方として、はたして健全なものなのか。全くの思いつきであるが、立法論として次のようなことは考えられないだろうか。公訴事実の存在に争いがなければ、そのことを前提に、例えば証拠調べの方式を緩やかなものにするなど^(注37)、量刑に関わる事実を審理していることを形の上で明確にする。多少なりとも審理を分かりやすくするためである。その上で、被告人に言い分があるならば、公訴事実に至る経緯や周辺事実につき、どちらの言い分に沿った事実関係が認められるかが審理の対象であることを明確にした上、包括的な黙秘権を有する被告人といえど、任意に供述する場合には、その供述は他の証拠と同様、証拠方法のひとつにすぎないことを徹底させる。具体的にいうと、被告人を宣誓の上で供述させる。単なる言いっぱなしに終わらせるのではなく、偽証罪の制裁というリスクをとるかをとらないかを被告人に主体的に選択させた上、それでも言い分を述べたいのならば、被告人を宣誓させ、証人に準じた立場で証言させるのである^(注38)。被告人質問という証拠調べ手続きには、主張と証拠を混在させた曖昧な性格があるような気がしてならない。職業法曹だけで構成される法廷ならば、そのあたりの清濁を併せ呑むこともできたが、裁判員裁判時代の法廷においては、手続の根源的な性格から問い直し、できる限り分かりやすい運用を目指すべきではないだろうか。

4 被害者参加人代理人の質問

被告人質問がやや拡散したことから、審理は予定より遅れはじめた。検察官の質問が終了したのが午後5時過ぎ。今日中にどこまで進むだろうと思って見ていると、被害者参加人代理人の弁護士がすっと立ち上がり、裁判長にペーパーを手渡す。審理開始の時から、被害者参加人である被害者の長男とその代理人弁護士は、検察官席に縦列につなげて並べられた席に着き、長男が情状証人に立った場面を除けば、終始一貫、静かに審理を見守ってきた。この段階になって初めて、被害者参加人としての動きを見せたのである。

ペーパーを受け取った裁判長はその場で内容を確認の上、まず検察官を、続いて主任弁護人を法壇に呼び寄せ、小声でほんの一言、二言打ち合わせをする。その上で代理人に対し、「許可します。どうぞ」と声をかけた。平成19年改正

により導入された被害者参加制度においては、被害者参加人の委託を受けた弁護士は、裁判所に被告人質問を申し出ることができる。裁判所は、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者側からの被告人質問を必要と認める場合であって、審理の状況、質問の内容等に照らし相当であるときに、これを許可する。ただし、この申出は、質問事項を明らかにした上、まず検察官にしなければならない。検察官が例えば「相当」と意見を付してこれを裁判所に通知した場合に、それをふまえて、裁判所は質問を許可するか否かを判断することになる（刑訴法316条の37第1項、第2項）。条文に定められたこれらの手続は、事前に済んでいたはずであるが、報じられたところによると、長男が被害者参加人として直接被告人に質問する意向だったところ、その場になって、代理人弁護士に「自分の感情を抑えきれないかもしれない」と辞退を申し出たという^(注39)。法廷でのやり取りは、この予定変更に関する打合せだったかもしれない。

午後5時10分ころ、代理人弁護士による質問がはじまった。被害者参加制度は、被害者保護の大きな潮流の中、いわば鳴り物入りで導入された新制度である。そのうえ、代理人はこの問題のエキスパートして名をはせた弁護士である。これまでの審理を通じ、生々しい被害事実や被害感情が法廷にあらわれており、質問の材料には事欠かない。舞台装置は整っており、どの程度の質問がされるのかと傍聴席は固唾をのんで見守ったが、質問自体はポイントを絞ったもので意外にあっさりしており、短時間で終わった。主なやり取りは以下のようなものである。

「Kさん（筆者注：被害者のこと）は、まさかあなたがナイフを持ち出すとは考えなかったのでは？」

「考えなかったかもしれません」

「あなたは、Kさんに、道路に植木鉢を置いたり、オートバイを停めたり、そういうのはいけないと言った。それでナイフを持ちだして、脅かして殺してしまった。これは理由になり得るんですか？」

「理由になり得ません。」

「Kさんには、殺されたりする理由はありませんね？」

「ありませんでしたね」

「これまで謝罪の話がないですが？」

「それは、裁判の結果で損害賠償の中身が変わってくると聞いたので……。」

説明不要であろう。被害者参加人として聴くべき、あるいは聴きたい項目に尋問は絞られている。答えの内容に遺族が納得したかどうかは分からないが、このような質問をすること自体で遺族の被害感情がなにかしらか慰謝されるということはあろう。そして、犯罪に該当する事実及び量刑に影響を与える周辺事実を認定し、適切に評価するという刑事訴訟手続本来の任務に照らせば、この程度の質問が限度であったと思われる。これ以上を求めれば、単なる論争あるいは生の感情表出になっていたかもしれないから。基本的に自白事件であったことが大きい。この事件における被害者参加人代理人弁護士の被告人質問は、それまでの証拠調べの内容と重複せず、また遺族の感情を上手に尋問の形で表現したものとして、節度を保っていたと評価したい。言い古されたことであるが、法廷は復讐の場ではない。血の通った人間である以上、生の被害感情が存在することは当然として、それは刑事訴訟手続とはまた別の場面でケアされるべきものであろう。なお、この日（8月4日）の審理において、被害者関連の制度としては、前記長男の証人尋問と被害者参加人代理人による被告人質問が実施されたが、法廷を傍聴していた井上郁美さん（東名高速道路で乗用車を運転中に飲酒運転のトラックに追突され、同乗していた幼い2人の娘を亡くすという悲痛な体験の持ち主である）は、「遺族からの質問や意見は、裁判員の市民感覚と重なる面も多いはず。遺族にとっても、複数の裁判員による結論のほうが重みがあり、受け入れやすいでしょう。」とコメントしたという。また、片山徒有さん（小学校2年生の息子をトラックの巻き込み事故で亡くした経験の持ち主である）も、「裁判員が遺族の言葉にうなづきながら聴き入る姿には感動した。」と被害者参加制度の意義を認めつつ、「遺族にとっては大変酷な経験だったのではないか。」と述べ、また、裁判員の1人が、長男の法廷での証言と事件直後の警察官調査における供述内容との食い違いについて尋ねた前記場面については、「遺族が事件直後に頭が真っ白になるのは当然のこと。遺族の言葉に一貫性がない印象を裁判員に与えたように見えて、心が痛んだ。」と語ったとされる^(註40)。

代理人弁護士の尋問が終了したのが午後5時15分ころ。裁判長が、「時間がだいぶ過ぎてしまいました。裁判官側の質問は明日にします。質問時間は15分程度で。それでは閉廷します。」と告げ、8月4日の審理はすべて終了した。

5 裁判員及び裁判官の質問

翌日（8月5日）の開廷予定時間の午前10時前、東京地裁104号法廷に傍聴のため並んでいると、裁判所職員から、「事情があって開廷が遅れます。10時10分開廷予定です。」と告げられた。何が原因だろうと皆がいぶかる中、審理がはじまる。ところが法壇の風景に異変が起っていた。向かって左側から三番目の席には、昨日まで女性の裁判員が座っていたが、この日は白髪混じりの男性が着席していたのだ。報道陣も気づき、緊迫した空気が流れる。裁判長が事情を説明する。「裁判員3番の方は、体調不良のため来ることができないと連絡がありました。そこで3番の方を解任し、代わって補充裁判員1番の方を裁判員7番に任命したいと思います。よろしいですね。」検察官及び弁護人がうなずく。「また、補充裁判員3番の方は、必要なくなったと判断し、昨日付で解任しました。」つまり、こういうことである。当初、裁判員6名（内訳は男性1名、女性5名）と補充裁判員3名が選任され、昨日まで審理にあっていた。しかし、昨日の審理終了後、今日の開廷までの間に、体調を崩したとの連絡が3番の裁判員から入り、解任せざるを得なくなった。そこで補充裁判員1番を裁判員7番に繰り上げた。それとともに、審理は山場を越えており、もはや3名もの補充裁判員を置く必要はないと判断できたので、補充裁判員2番を残して3番を解任した^(註41)。結局、裁判員6名の構成は男性2名、女性4名となり、補充裁判員は2番の男性1名のみとなったのである。朝からちょっとしたハプニングであったが、補充裁判員の制度が第1号事件から機能するとは、興味深いことであった。また、裁判員と補充裁判員の辞任・解任・選任等の手続が目の前で展開され（裁判員法44～46条参照）、制度をよりいっそう具体的・視覚的に理解できた効果もあった。

さて、いよいよ補充質問がはじまった。前日の審理が長引いたため、補充質問が今日にずれ込み、期せずして十分な準備の時間が確保されることになった。その効果は見た目にも明らかであった。誰が何を聞くか、概ねの割り振りが決まっていたようで、裁判長が裁判員1番に「どうぞ」と水を向けると、1番の女性は、「被害者と言いつ争いになった時に、なぜナイフを持ち出そうと思ったのですか。」とスムーズに切り出す。裁判員2番は、「亡くなった娘さんの形見（遺品）というナイフを持ちだしたのはなぜなのか。」と、また同7番は、「被害者を刺した直後、我に返って、救急車を呼ぶことは考えなかったのか。」と、

それぞれ疑問に思ったことを自分の言葉で問いただした。同4番の質問は、「被害者に押し返されたということだが、そのような事実はあったのか。」というもので、要するに犯行時の事実関係の確認である。同5番は、被告人と次のようなやり取りをした。「事件を起こした後銀行で4万円下ろしていますが、警察に行くときの所持金はいくらだったのですか。」「6万円です。」「では、財布に2万円はあったのですか?」。また、同6番の質問は、「犯行直後、被害者に押し返され仰向けに倒れた事実はあったのか。」という趣旨のもので、これも同4番と同様、犯行時の事実関係に関するものである。分類してみると、①犯行に密接に関連する事実関係の確認に関するものが2つ(裁判員4番、同6番)、②犯行直前の凶器(ナイフ)の持ち出し、ひいては犯意の形成に関するものが2つ(同1番、同2番)、③犯行後の行動に関するものが2つ(同2番、同7番)で、非常にバランスがとれている。個別にみると、上記①は、いずれも被告人が主張する事実関係を確認するもので、背中からの傷を含めて何箇所も刺されて殺害された66歳の女性の被害者が、刃物をもつ被告人に対し反撃の氣勢を示したのは本当なのかという素朴な疑問に根ざすものである。②は、刃物持ち出しという非日常的な行動をとる際の被告人の気持ち・行動性向に関するもので、裁判員にしてみれば、近隣トラブルまでは理解できるとしても、それが刃物を持ちだし殺害という行為に飛躍したことに不安・懸念を抱き、量刑上関心を持たざるを得ないのであろう。③もまた、裁判員の素朴な日常生活感覚に根ざしたものに思われた。裁判員を含む一般人の感覚からすると、殺害という大変なことをしてかした直後、我に返って反省・悔悟にもとづく行動に出るのが自然だということになる。しかるに、救急車を呼びもしないどころか、悠然と銀行のATMからお金を引き出すとは理解に苦しむというわけである。こうしてみると、裁判官であるか裁判員であるかにかかわらず、一個人として素朴に疑問に思うことで、かつ、量刑上ポイントとなる事柄が見事に出揃っている。質問構成上の多少の技術的問題はあったにせよ(それは責める方が無理というものである。何しろ生まれて初めての尋問なのだから)、裁判員裁判における補充質問としては成功と評して差し支えないように思われた。

とりわけ個人的に興味深く感じたのは、裁判員2番及び同5番の質問である。前者は、凶器に使われたサバイバル・ナイフ^(註42)を、被告人自身が「娘の形見」と述べたことに着目したものであった。裁判員は、「形見」という割には道具

箱に無造作に保管してあったこと、また、他人を殺害する凶器としてためらわず用いたことに疑問をもち、確認する気になったように見受けられた。たしかに、「形見」という言葉が出たとき、筆者も一瞬同じ疑問をもった。亡くなった娘の思い出の品である「形見」で、人を殺害するとはどういうことかと。しかし、被告人質問全体を通して聞いていると、この被告人には、早合点して一方的にしゃべる傾向があること、言葉を必ずしも厳密な意味で用いていないことなどが理解できるようになった。したがって、「形見」といっても、通常の人を使う情緒的な意味、すなわち特別な思い出の品という意味で用いているのではなく、亡くなった娘の持ち物というくらいの意味で用いているのだろうかと、自分の中で腑に落ちていた。はたして、裁判員も同じ疑問をもち、率直にその疑問を被告人にぶつけたのである。筆者は、それを聞いていて、誰しも疑問に感じるところは同じなのだなと思うとともに、自分の中で疑問を解消するのではなく、裁判員2番のように、疑問に思ったことを素朴に聞いたことです。本来あるべき態度なのかかもしれないと、改めて認識させられた。また後者（裁判員5番の質問）も、もっともな疑問に思われた。被害者を殺害後、被告人がATMから現金を下ろし、缶入りのアルコール飲料を飲みつつ大井競馬場に赴いたことは審理当初から明らかになっており、争いもない。そして、被告人は、なぜ現金を下ろしたのかという疑問に対し、留置場での物品購入に必要なからとか、警察に出頭する前に競馬仲間の顔見知り自宅の後始末を頼もうと思ったからだとか、ぬけぬけとした説明をしている。法廷でそれを聴いていた者としては、それならば、犯行時にいくら所持金があって、競馬場でいくら使ったというのか、量刑にそれほど影響する事情ではないにせよ、被告人の弁解の信用性を吟味し、またその性格や行動性向を明らかにするうえで確認しておきたいと思うのが人情というものであろう。筆者も、この時点まで、この点を検察官も弁護人も質問しないのを少し不思議に感じていた。もちろん、審理全体からみればたいした事情ではない。しかし、話の流れとして聞いておきたい事情というものは審理の中で存在する。あるいは、この事実、これまで取り調べられた書証の朗読されていない部分に記載されていたのかもしれない。しかし、それにしても、この種の事件ならば、冒頭陳述か、あるいは同意書証の朗読部分のどこかで、「任意出頭時の被告人の所持金は〇〇円であった。」と触れられることが多い気がする。本件は財産犯でないが、被告人の弁解内容及

び犯行後の行動との関連で、なにがしか意味のある事情だからである。それゆえ、裁判員5番の質問を傍聴席で聞いたときには、内心「我が意を得たり」と思ったことであった。

裁判員に引き続き、左陪席、右陪席、裁判長の順で裁判官による補充質問が行われたが、正直言って、みるべきものはなかった。犯罪事実を確定し、それに見合う刑罰を科するのに必要な事項は、基本的にこれまでの審理で出たように思えた。前に触れたとおり、検察官の質問も弁護人の質問も、当事者心理としてやむを得ない面があるのは理解できるにせよ、時として些末なことの確認や追及に流れ、必ずしも効率的なものではなかった。これ以上尋問が長くなると、未整理の情報が垂れ流され、争点が希釈化されて、裁判員の集中力が切れてしまう、ぎりぎりの限界線で推移していたと思う。それでも何とか、必要なすべての情報は法廷にあらわれた。裁判員による補充質問は当を得たものであった。結果論でいうのは心苦しいが、審理はこれで十分であり、裁判官の補充質問は必要なかった気もする。例えば、右陪席裁判官は、「ナイフを持ち出すことは悪いことだとは思いませんか?」、「足や腕を刺そうとは思わなかった?」、「そのまま刺したら胸に刺さるのは分かりますよね?」といった質問を矢継ぎ早に浴びせた。被告人質問全体を聞いていると、言葉は悪いが、「死人に口なし」とばかりに被告人が無責任な弁解を述べている印象をどうしても受ける。それは否定できない事実である。おそらく、正義感豊かな右陪席裁判官の琴線に触れるところがあったのだろう。それが上記の質問になってあらわれたと思われる。しかし、本件では、被告人側も殺意の存在を争ってはいない。当事者の質問もそれを前提にしていた。であるのに、このような聞き方をするのは、殺意を認めている事件の被告人質問として、いささか余計なことではあるまいか。現に、刑事法廷慣れした被告人は、上記の問いに対し、いささかむっとした様子で、「私は、殺意を持って刺したと、それは認めています。」と応じた。これでは、補充質問として失敗である。裁判という営みに何を求めるかは、個々人の価値観によって大きく左右されるが、少なくとも一般論として、刑事裁判が社会の倫理観・道義観といったものと全く無縁でないことは筆者も認める。しかし、すべては程度問題である。公訴事実と争いのない本件において、多少被告人質問の内容に不躰なものがあるからといって、詰問調で被告人に迫るのは、裁判員裁判の運営としていかがなものであろうか。

「分かりやすい審理，過不足ない主張・立証」を標榜するはずの裁判所が，自ら審理を拡散させている面はないのであろうか。裁判長の補充質問も，長い割には（申し訳ないが）意図がよく分からなかった。その几帳面さ，生真面目さは質問ぶりからよく伝わってきたが，例えば被告人の飲酒癖・飲酒量について補充質問で確認することにどこまでの意味があるのか，よく分からない。「アルコール依存症なんですね。」という質問が，筆者の手控えに残っているが，裁判長は被告人に何を伝えたかったのであろうか。犯行当時の細かな事実関係について確認したくんだりも，あまり意味は感じられなかった。「サンダルはいつ脱げたんですか?」，「わかりませんねえ」，「昨日の話だとナイフもって家を出るとき，サンダルを履いていたと。脱げたのはいつ?」，「記憶にないですね」，「もう片方が被害者の家にあったのはどうしてですか?もみ合いになったとき，植木鉢で脱げたのですか?」，「記憶にないですね」。このようなやり取りは，裁判員を含む聴衆にフラストレーションだけを残したであろう。そもそも，上記質問にわたる事実関係を確定することが，犯罪事実の認定及び量刑という作業にとってどんな意味があるのか疑問であるが，それをさておいても，このような事実関係については，被告人の供述しか証拠資料が存在しない。被告人の弁解内容を聞いた上で，一概に排斥できないと判断すればそのとおりの事実関係があったと判断するしかないし，そうでなければ，そのような事実関係はないものとして扱うほかない。であるのに，このような枝葉末節の事実関係について重ねて被告人に尋ねることは，あまり意味のない情報の量を増やし，裁判員の集中力を損なうことになりはしないか。被告人を弁護するわけでは決していないが，「今さら，そんな細部について明確な記憶がある方が不自然だ」と言いたくなる質問であったし，十中八九，被告人に「覚えてません」とあしらわれるのは見えていた質問だったといえよう。そうだとすれば，このような質問は蛇足と言うほかないと思う。裁判長の質問が終わった後，まさに最後の機会に，解任された裁判員3番に代わって途中から審理に加わった裁判員7番が質問した。「あなたは，無我夢中で刺したときの記憶はないということですが，昨日は，ナイフで刺したとき，人の皮膚の感覚を感じたことは覚えていると言っていました。それは記憶にありますか?」被告人は「はい」と答えた。裁判員の質問の方がむしろ有効に思われた。この質問をもって，のべ2日にわたる長い被告人質問が終了した。

- (注34) 被疑者留置規則31条参照。
- (注35) 被告人質問の冒頭、裁判長が被告人に対し、「質問の途中で答えないように。記録しているので差し障りがあります。」と注意する一幕があった。
- (注36) 平野龍一博士が、「参審制の採用による『核心司法』を」ジュリスト1148号2頁(1999年)で初めて用い、裁判員制度の導入に当たって、「精密司法から核心司法へ」というように標語的に用いられ、一般化した用語である。
- (注37) 典型的には、厳格な証明ではなく自由な証明の方式によることが考えられる。
- (注38) 被告人の証人適格という古くから論じられている論点である。例えば、松尾浩也・田宮裕『刑事訴訟法の基礎知識』138頁以下。
- (注39) 8月5日付け読賣新聞(朝刊)首都圏版。
- (注40) 8月5日付け朝日新聞(朝刊)首都圏版。
- (注41) 報道によると、補充裁判員3番は前日(8月4日)のうちに解任されていたらしい(8月5日付け朝日新聞(朝刊)首都圏版)。他方、裁判員3番の辞任申立がいつの時点であったのかは明らかではない。したがって、これらの解任と辞任が連動して行われたものであるかどうかはよく分からない。
- (注42) 被告人自身は「ダイバーズ・ナイフ」と呼んでいた。たしかに、法廷で実物を見ると、ダイバーが海で七つ道具の一つとして用いるのと同じ形状のものであった。

八 論告・弁論(8月5日午前10時43分)

1 被害者等の意見陳述

午前10時43分、被害者の次男が、用意した書面を手に証言台の前に立った。平成12年改正により立法され、平成19年改正により手直しされた新たな制度、被害者等意見陳述制度(刑訴法292条の2)にもとづき、遺族としての心情を述べるのだ。ここで述べられた内容は、犯罪事実認定のための証拠とすることはできないが(同条第9項)、量刑の一資料にはなろうから、この手続自体は、広義の証拠調べ手続の一環に位置づけられるものであろう。したがって、最終弁論手続たる論告・弁論に含まれる性質のものではないが、実際の訴訟においては、被害者を含む訴追側の事実上の主張としてひとくくり把握される傾向が強いようである。この事件においても、被告人質問の終了をもって証拠調べは一応終了し、約10分の休廷を経て、論告・弁論がはじまる、その冒頭に被害者等意見陳述を実施する、そのような理解を前提に訴訟が運営されていたように感じられた。そこで「傍聴記」を標榜する本稿においても、訴訟の実態にし

たがって、この意見陳述制度を「論告・弁論」の項の冒頭に置いた。

さて、意見陳述自体は、オーソドックスなものであった。次男は、「5月1日の朝、私はいつものように出勤しましたが、これが母との最後の別れになるとは思っていませんでした。」と語り出す。裁判員はじっと次男の方を見据えながら真剣な表情で聞き入っている。ただ次男は、用意してきた書面に目を落とし、淡々と読み上げる陳述の仕方をしたので、例えば遺族（次男）が裁判員に対し情動的に語りかけたり、裁判員と視線を合わせたりする場面はなかった。おそらく、検察官と入念に打ち合わせたうえでのことであろうと推測されるが（同条2項参照）、このように抑制の利いた理性的な意見陳述が行われたゆえに、裁判員も無理なく遺族の心情に耳を傾けることができたように思う。その点については、遺族の方に敬意を表したい。意見陳述は、「被告人の家が目に入るとその度に母が殺されたことを思い出し、強い怒りがわきます。自分の家族が、母のように殺されたらどう思いますか。被告人が兄や私の前に二度と現れることのないよう、厳しい判決を求めます。」との言葉で締めくくられた。最後は声を詰まらせていたように聞こえたが、当然のことである。訴訟手続の中でどのような位置付けを与えるかについては上記で触れた理論的な問題があり、また実際の訴訟の中でどのように扱うかについては、それにも増して微妙かつ困難な運用上の問題がある。しかし、従前の手続においては、例えば家族が悲惨な犯罪被害に遭った場合の自然な心情といったものが、事実認定者に届く機会があまりになさすぎた。いろいろな議論があることは百も承知しているが、このような機会が設けられたこと自体は、積極的に評価すべきではないだろうか。運用を積み重ねて手続を成熟させていくことが、職業法曹に求められているのだと思う。

2 論告・求刑

午前10時50分ころ、検察官の論告がはじまった。法廷中央の証言台のあたりから、裁判官と裁判員に対し語りかけるように意見を述べていく。冒頭陳述と同様のスタイルである。このあたり、プレゼンテーション技術が徹底されており、検察庁の組織的な教育力をうかがわせる。内容も冒頭陳述との対応が意識されている。検察官は、事件を罪体と情状に大きく2つに分け、冒頭陳述でこれらを紡ぐストーリーを述べるとともに、争点を幾つかのポイントに分解して

掲げていた。そして、論告では、この分析構造に沿って、法廷で取り調べられた証拠によれば、検察官が主張したとおりの事実関係が認められることを主張していく。例えば、争点となった犯行に至る経緯につき、被告人が「ぶっ殺す」と発言した事実は、前記O証人の証言によって認められるというように。おそらく検察庁として意思統一がされているのであろう。主張立証の構造に忠実な構成である。大型ディスプレイに被害(刺し傷)の態様を示すCGによる人体図が再度映し出され、口頭で「評議の際にもう一度、サバイバルナイフの実物をしっかり見ていただくことをお願いします。」との呼びかけがされるなど、プレゼンテーションとしての工夫が随所に見られた。また、前日の被告人質問で初めて出た、犯行直前に被害者から生活保護の持ち出されて侮辱された、あるいは、犯行時に被害者から押し返されて倒れたとの弁解内容も論告に取り込まれ、的確に反論されていた。そのうえで、主刑については懲役16年が相当との求刑意見が述べられた。前日から当日までの間に入念に論告が練り直されたことは想像に難くない。まさに準備万端といった感じであった。

しかし、気になった点もあった。全体に分量が多すぎはしまいか。例えば、検察官は、動機の形成過程について、被告人が述べるような事実関係の存在は認められないことを主張しようとするあまり、論述が冗長にわたり、犯行の具体的イメージがぼやけてしまったように思われた。具体的に言おう。被告人は、犯行当日も、猫よけのペットボトルが倒れており、それは被害者ないしその家族によって倒されたものであることを前提に、被害者に苦情を述べたことがきっかけになって口論がはじまったと主張しているのだが、検察官は、被害者ないしその家族によってペットボトルが倒された事実はなく、むしろ酔っぱらった被告人が自分で倒した可能性が高いと考えたようで、前日の被告人質問でもこの点を問いただしていた。しかし、犯行直後の実況見分によってペットボトルが倒れていた状況は確認されていたものの、それがいつどんな理由によって倒れたのかは証拠上確定するすべもない。推測にもとづく水掛け論によるしかなく、訴訟の上では認定できない、すなわち存在しないと扱うしかない性質の事実である。またそもそも、このような事実を巡るやり取りは、証拠調べに立ち会った者の印象に影響することはあるかもしれないが、評議の際に争点と量刑上のポイントをきちんと整理できていれば、そして合理的な思考を少し働かせれば、その存否にとくにこだわる必要のないことがすぐ理解できる些

末な事項である。このような事柄までカバーして論告を展開する必要があったのだろうか。挙証責任を負う検察官として、あるともないとも確定できない事実は、その不存在につき合理的疑いを容れる余地があるという論法で、存在するものと扱われる危険性を心配するのは理解できる。また、検察官が、内心些末なことと思っけていても、被害者を悪し様に述べる被告人の弁解を聞き流すことはできない立場にあることも理解できる。しかし、これらの点を考慮しても、論告全体の構成・簡潔さ・分かり易さを損なうデメリットの方が大きかったように思われる。公訴事実の存在につき基本的に争いのない本件においては、被告人の弁解が裁判員に受け入れられる可能性は低いことを見越して、横綱相撲をとってもよかったのではないか。精密司法から核心司法への意識転換が、あらゆる場面で求められるとともに、個々具体的な場面において、従来の感覚にとらわれず思い切った訴訟のスリム化を指向することが、裁判員制度を成功に導く鍵のひとつだと思う。

3 遺族の意見陳述

検察官に続き、被害者参加人として訴訟手続に参加している被害者の長男に代わり、代理人弁護士が意見を述べた。代理人弁護士は、①被告人の弁解は「死人に口なし」をいいことにした独善的なストーリーであること、②近隣トラブルなどそもそも存在しないこと、③したがって被害者にも問題があった旨の弁護人の指摘は事実と反すること、④ところが、事件報道も近隣トラブルがあったことを前提にするものであり、遺族としては被害者の名誉を回復したいと考えていること、⑤そもそも被害者参加人の見るところ、被告人が被害者に怨恨を抱くに至ったのは、被告人が2度目の離婚をした際に、被害者が当時の被告人の妻に同情して助言したことを逆恨みするとともに、家を新築するなどした被害者一家に対するねたみの感情があったこと、⑥被告人に謝罪や反省の態度は見られず、被害者参加人は、7月8日付けで損害賠償命令を申し立てた^(註43) ことなどを理路整然と述べていく。そして、最後に、「被害者参加人は本当は死刑もしくは無期懲役刑を求めたいと思っていますが、それがかなわないとしても、最低でも懲役20年の判決を求めます。」と、参加人独自の求刑意見を述べた。

被害者参加人代理人による意見陳述は、プレゼンテーションとして堂に入っ

たものであった。また、証拠調べの結果も適宜取り混ぜており、事実認定論としても傾聴に値した。しかし、徹頭徹尾遺族の側に立った犯行のストーリーであるから、その性質上無理もないことといえ、すべてが説得的とまではいえなかった。上記①、③は、あくまで「意見」であるから、「意見」として拝聴するとして、同②については、前に触れたとおり、証拠調べを聞いた限りでは、いずれとも確定しがたい。被害者との間で何度か口論くらいはあったかもしれないが、同居の長男・次男を含め、その間の事情を直接知るものは存在しない。また、同⑤については、逆に被害者側からみたストーリーというべきものである。離婚の際のいきさつは被告人質問の中に出ていたからよいとしても、家の新築などを被告人がねたんでいたとの点については、証拠関係からはいささか突拍子もない事実と思えた（検察官も、このような事実を背景事情として主張してはいない）。したがって、被害者及び遺族には申し訳ないが、事実として認定できるような性質のものではない。もっとも、ここで述べたことは、職業裁判官が当然気づく内容のことであるから、十分留意した上で評議の場に判断材料として供されたことであろう。もう一度言うが、被害者参加人代理人の意見陳述は、簡にして要を得たものであった。事実として認定できるかどうかは別にして、とりわけ上記①～④の点が法廷で陳述されることにより、遺族はある程度溜飲を下げたであろう。そのことが、被害者等が、検察官の論告が終了した後に、訴因として特定された事実の範囲内で独自に意見を述べることの最大の意義であるのかもしれない。意見陳述をその場で聞いていてそう実感した。だとすると、この意見陳述は成功と評すべきものであった。

4 弁論及び最終意見陳述

弁護人による最終弁論がはじまったのは、午前11時半ころのことであった。弁護人は、検察官と同様、パワーポイントを用いて弁論を進めていく。従来の法廷からすると見違えるようなプレゼンテーション技術であるが、残念ながら肝心の内容がやや冗長で聞き辛かった。事情は、検察官の論告の場合と同様である。あくまで被告人の弁解内容に忠実に、本筋から遠い事情に至るまで取り込んで弁論を構成しようとしたために、全体が散漫なものになったのである。良くも悪くも、長年慣れ親しんだ精密司法の習慣から脱却するのは難しいものだと痛感した。公判前整理手続からはじまって、これだけ事件を揉んでいると、

検察官も弁護人も本件の証拠構造やお互いの手の内を熟知しているはずである。被告人がこだわっている犯行に至る経緯や背景事情は、そのほとんどが被告人の供述しか証拠資料がなく、事実関係として確定することが困難である。したがって、お互いに細部にこだわると法廷で水掛け論になりがちであること、そうなる裁判員にとって分かりづらい審理になること、細部にこだわる実益も乏しいことなどは、お互い分かっていたはずである。であるのに、訴訟の帰趨に直接の利害を有する当事者としては、言い分があれば言わざるを得ないし、相手が言うならば自分もということで対抗措置に出ざるを得ない。その結果、犯罪事実を確定し、それに見合った刑罰を科するという訴訟本来の目的からすれば、審理に何割か余計な手間がかかり、おそらくその分裁判員に負担をかけて、目的の速やかな達成を阻害したのである。過不足ない審理と言葉で言うのは簡単であるが、実現はまことに難しい。過剰なまでの注目を浴び、何かと神経を遣うであろう裁判官、検察官及び弁護人をはじめとする関係各位の苦勞を多とするにやぶさかではないが、論告・弁論を通じ、核心司法の実現は、まだまだ道半ばであるとの印象をもった。それが率直な感想である。

午前11時59分、裁判長が被告人に対し、「これで審理は最後になりますが、何かいいたいことはありますか?」と最終意見陳述（刑訴法293条2項）を求めた。被告人は、うつむき加減で、「とくにございません」と答え、裁判員裁判第1号事件は結審した。

(注43) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第9条以下。

九 判決（8月6日午後2時30分）

判決は、予定どおり8月6日午後2時30分から言い渡された。結審したのが前日の午後零時ころで、評議に充てられたのは同日の午後と翌日（判決当日）の午前。普通に見積もって合計約6時間程度であろう。冒頭で触れたとおり（注1参照）、筆者は、この判決言渡期日だけ傍聴していない。したがって、この項は、言い渡し直後にプレスにリリースされた判決要旨にもとづいて専ら判決内容の分析を書くことにする。もともと裁判員裁判では、従前の詳細なも

のに比べて簡素な判決が予定されている。そのこともあってか、ざっと見た感じでは、判決要旨といっても、圧縮して骨子を述べたにとどまるものではない。フル規格の判決起案から「法令の適用」(刑訴法335条1項)などの技術的な記載を除いたものに近い。分析の対象としてさほど遜色はないように思われる。それを前提に以下の記述をする。

1 確定的殺意の認定

判決が認定した犯罪事実は、ほぼ公訴事実のとおりである。被害者を「死亡させるとわかりながら、強い攻撃意思を持ってあえて」刺殺したと、検察官主張のとおり確定的殺意を認定したのが真っ先に目につく。この認定について補足して説明するため、あげられた事実関係の概要は下記のとおりである。①被告人は、平成6年に前妻と離婚するに至ったのは、被害者が前妻に余計な知恵をつけたからだと思っていた、②被害者の自宅前には、以前から植木やバイクが道路にはみ出して置かれており、被告人はそのことで何度か文句を言ったことがあった、③被告人は、被害者に手を出すと服役することになると思い、とりわけ平成18年7月の前刑出所後は被害者と顔を合わせないようにしていた、④被告人は、犯行前日に競馬で負けて深夜までやけ酒を飲み、犯行当日の朝も迎え酒をした、⑤犯行当日、競馬に出かけようとした被告人は、植木に水やりをしていた被害者に顔を合わすまいと戸外に出るのをしばらくためらっていたが、犯行直前、被害者と顔を合わせ、猫よけのペットボトルが2、3日前から倒れていたことについて文句を言い、これがきっかけとなって口論となった、⑥被告人は、自宅からサバイバルナイフを持ち出し、植木に水やりをしていた被害者に近寄ったが、この前後に「ぶっ殺す」と2回言った、⑦被告人は、被害者の胸にナイフを深く突き刺し、もみ合いの中で、さらに胸や背中を1回ずつ深く突き刺すなどした、⑧被害者は、被告人の攻撃から逃れようと被告人を突き倒し、前記M証人宅前まで逃げた、⑨被告人は、前記K証人宅付近まで被害者を追いかけた、Kが騒ぎを聞きつけて戸外に出てきた際、被害者は「助けて」と叫び、他方、被告人は「くそばばあ」と罵っていた。

①は、被害者の長男の証人尋問で出てきた事情であるが、被告人自身も外形的な事実は認めていた。②は、被告人質問と各証人尋問の内容を総合すると、細かな経緯は別として、この程度のトラブルはあったことが認められるとい

たレベルの事実認定である。③～⑤は、主として被告人の供述が証拠資料であるが、とくに不自然さはなく争いもない。そして、⑥～⑧については、何の利害関係もなく視認状況等に問題もない3人の目撃証人の証言を全面的に信用し、「ぶっ殺す」とは言っていない旨の被告人の主張を排斥したもので、客観的にみて穏当な事実認定といえよう。裁判体は、しっかり証拠を評価し、「これなら間違いない」といったレベルの事実を手堅く認定したものであり、有罪判決の前提となる事実として過不足ないところを認定したと評価して差し支えない。そして、判決は、これらの事実をふまえて、犯行動機の形成につき、「被告人は、以前から被害者に一方的に憤まんを念を抱きつつも、刑務所に行く事態になることを怖れて我慢を重ねていたところ、本件犯行前日に競馬で負けていらだっていた上、本件犯行当日に競馬に出かけようとしたのに、被害者がいるため出かけられなかったことなどから、いらだちを募らせ、飲酒による抑制力の低下の影響とも相まって、被害者と目が合うと、被害者に文句を言いたくなり、そのとき思いついた文句を言ったものの、言い返されたために怒りを爆発させ、突発的に本件サバイバルナイフを持ち出し、それで被害者を突き刺そうとの攻撃意思を持つに至ったものと認められる。」とした。いささか盛りだくさんすぎる感があるが、証拠により認定できる事実を過不足なく盛り込んでおり、合理性の認められる動機の認定である。このように動機を認定したうえ、判決は、(A)上述の経過で、被告人がサバイバルナイフを被害者の上半身に3回深く突き刺し、そのうちの1回は無防備な背中を刺していること、及び、(B)上述の動機により、被害者に対する怒りを爆発させ、ナイフで何度も攻撃した後、なおもナイフを持って逃げる被害者を追跡し、重傷を負った被害者に悪態をついたことに照らすと、「検察官の主張するとおり、被告人は、被害者を死亡させると分かりながら、強い攻撃意思を持って（筆者注：「確定的殺意をもって」ということである）、あえて、本件殺害行為を行ったものと認められる。」と結論付けたのである。客観的な犯行態様（上記(A)）及び動機（同(B)）という大きな項目を2つ立て、いずれの観点からも肯定の方向に流れることを理由に確定的殺意を認定したわけで、論理的に無理のない、教科書的な認定手法だといえよう。裏を返せば、この程度にポイントを絞り込み、目的意識をもって審理・判決にあたらなければ、裁判員裁判は機能しないということであろう。本格的な否認事件ではなく、殺意の内容・程度に争いが残った事案に関するものではあった

が、第1号事件の審理は基本的に成功したといつてよいだろう。

2 量刑について

前記認定事実を前提に、この裁判体がくだした判決は、検察官の求刑16年に
 対し、ほぼ満額に近い懲役15年というものであった^(註44)。判決要旨の量刑理由
 は、まず、人命が奪われた結果の重大さ、突如この世を去った被害者の無念、
 遺族らの厳罰感情、サバイバルナイフで胸や背中を3回も突き刺した犯行態様
 の悪質さなど、量刑が重くなる方向の因子を列挙する。ここまでは形どおりで
 ある。そのうえで判決は、「本件犯行の動機は前記のとおりであるが、被害者
 が殺人という本件犯行を誘発するような言動を取ったとは認められず、その動
 機は、身勝手に極めて短絡的なもの」だと断じる。被告人の弁解を排斥し、被
 害者に犯行を誘発するような落ち度はなかったと明確に判断した点が注目され
 る。証拠関係に照らし、妥当な事実認定であると思うし、そもそもこの点が実
 質的に最大の争点であったから、判断を示す必要性も高かった。その意味で適
 切な判示だったということができよう。このように身勝手に短絡的な犯行であ
 ることを確認したうえ、判決は、「被告人は、簡単に刃物を持ち出すなど暴力的
 な行動をしてはいけないという意識が低い」こと、「本件犯行後、自ら救急
 車を呼ぶなどせず、預金を下ろしに行ったり、酒を買って飲んだり、競馬新聞
 を買って競馬場まで行ったりしており、被害者の安否を気遣う様子が窺われな
 いなど、本件犯行を深刻に受け止めていたのか疑問に思われるような自己中心
 的な行動を取っている」こと、「公判においても、心の奥底から遺族に謝罪す
 るという言動が見られず、本当に反省をしているのかと疑いを持たれるような
 様子もある」ことなどを指摘し、これらの事情からすると、一応の反省の弁を
 述べていることなど被告人にとって酌むべき事情を考慮しても、懲役15年に処
 するのが相当だとしたのである。若干の分析を試みると、文体などの形式面で
 は、従前の判決と大きな変化は見られない。ただし、「粗暴傾向」、「規範意識
 欠如」といった堅苦しい言い方を避け、「簡単に刃物を持ち出すなど暴力的な
 行動をしてはいけないという意識が低い」と、具体的かつ平易な言葉で量刑因
 子を表現したあたりに、裁判員裁判らしい工夫の跡が見られる。また、取り上
 げられた量刑因子の内容など実質面も、基本的にこれまでと同様といつていい
 だろう。ただ、犯行後の行動や、公判での言動を通じ真摯な反省悔悟の様子が

うかがわれないことが、15年という判決結果の大きな要因になったのは、おそらく間違いないであろう。被告人質問を思い返してみると、他人事のように淡々と事件について語り、自分の都合を述べる被告人に対し、裁判員たちが心なしか冷ややかな眼を向けていたように思われた。とりわけ、被害者を刺殺した後、悠然とATMから現金を引き出し、缶ビール（あるいは缶チューハイ？）を飲んで競馬場に赴いた経緯が明らかになった際には、法廷の空気が微妙に変わったように感じられた。これらの点は、見事なまでに判決の量刑理由に反映されている。個人的には、ここが裁判員が最も重視したポイントであるように思われた。裁判員たちは、被害者にも物の言い方がきつい一面があったにせよ、被告人との比較において、市井の隣人として受け入れられるのはどちらであるかを、おそらく肌で感じ取ったのである。

少し裏話をしよう。前日、検察官が16年の求刑意見を述べて結審した後、何人かの関係者と話したところ、大方の予想は、判決は12～13年だろうというものであった。俗に言う「量刑相場」^(註45)や、「八掛け」^(註46)の経験則にもとづく常識的な見通しであり、筆者自身も、個人的見解を離れた一般的な予測としては、そのように思っていた。ある関係者に対し次のように語ったものである。「求刑16年は若干重めの気がするが、まあこんなものだろう。被害者が手続に参加し、峻烈な処罰感情を述べていることに力を得て、少し高めの求刑をしたのかもしれない。判決は、これまでの感覚にしたがうと、おそらく12～13年。ただ、この事件では、どうみても大義名分は被害者と遺族の側にあるから、裁判員が被告人に共感できるところが乏しいと思えば、重い方向に針が振れる可能性がある。15～16年の判決になれば、検察庁としてはもっけの幸い。逆に10年前後になれば控訴審議の対象となろうが、被告人のために酌むべき事情が乏しく、量刑相場より低い判決が出る可能性はまずないだろう。」この予想は、結果的にずばり的中した。新聞報道^(註47)は、「予想上回った『15年』』との大見出しとともに、この間の事情を次のように伝えた。「弁護団が裁判所の量刑データベースを利用して同種事案を検索すると『求刑は13～15年』と予想された。実際の求刑は懲役16年。弁護団は判決前『前科もあるので、ありうる数字』と納得していた。」「ここから導かれる判決の目安は懲役13年前後。しかし判決は懲役15年で、ベテラン刑事裁判官は『ちょっと重いのかな』と語り、ある検察幹部は『12～14年だと思っていた』と予想を上回る判決だったことを認めた。」

判決が予想より重かったことについては、前記のとおり、筆者は、被告人の粗暴な一面や行動性向が被告人質問を通じ裁判員に伝わり、拒絶反応を生じたことが主要因だと考えている。冷たい言い方をすれば、事件の態様・経過、背後にある被告人の人となり、もともとそのようなものだったのであり、「素材が悪かった」としかいいようのない事件だったのかもしれない。しかし、裁判員裁判における弁護人の活動方針として、初めて法廷にきた裁判員というお客さんに対し、上記のような素材をそのままテーブルの上に並べて出したのはどうだったのかということは、これからの検討課題かもしれない。前記新聞報道も、その趣旨の記事を掲載している。取材の結果によれば、主任弁護人は、「被害者とのトラブルの真相を明らかにしようとしたことが、裁判員には、『被告に反省の態度がない』と映ったかもしれない。」と述べた。弁護側の作戦は、①以前から、バイクや植木鉢が路上にはみ出している件で被告人が腹を立てていたこと、②犯行当時、被害者が生活保護を受けていることで被告人を侮辱したばかりか、「やるならやってみろ」と挑発したことを主体に、被害者側の落ち度を主張・立証し、これを情状に反映させるというものだったが、その作戦が裏目に出たというのだ。「主張が伝わりにくかったのでは」という記者の質問に対し、主任弁護人は、「そうだと思う。」と答え、「不満と謝罪の両方があることを訴えたのだが、……『余計なことを言わずに謝ればいいのに』と」受け取られたのだらうとの認識を示したという^(注48)。被告人にも言い分がある場合、法廷は訴追された被告人の言い分を十分に述べさせる場であるとの建前を貫いて、基本的に無修正のまま法廷にそれを出すか、あるいは、逆効果になるリスクを計算し、時には被告人を抑制して必要最小限度の範囲で言い分を述べさせるか。刑事弁護の本質とは何かという哲学的命題に関わることであり、ここで軽々に論じられるものではないが、裁判員裁判の施行に伴い、刑事弁護が、この困難な問題にいっそう深刻に向き合わざるを得ない状況がやって来たように思われる。従来型の刑事弁護のあり方を多少なりとも知る筆者個人としては、弁護人に同情的な気持ちもあるが^(注49)、世上、本件における弁護活動に批判的な見方が多かったことは、弁護実務に携わる者全員が、厳粛な事実として受け止めなければならない。

(注44) 本文では、主刑に限って叙述した。主文全体は、「被告人を懲役15年に処す

る。未決勾留日数中40日をその刑に算入する。押収してあるサバイバルナイフ1本（筆者注：押収番号省略）を没収する。」というものである。

- (注45) あえて定義するならば、刑事裁判官を中心に実務法曹がこれまで積み重ねてきた裁判例から割り出される、均質で予測可能性の高い量刑データの総体及びそれにもとづく量刑の見通しということになるのか。
- (注46) 実刑判決の場合、結果的に、検察官の求刑から2割程度を減じた数値を示す判決が多いという経験則のこと。筆者自身は、あくまでひとつの目処に過ぎず、過度に意識するのはナンセンスだと思っているが、実務上、「判決は八掛けくらいにしておけばまず間違いない」との感覚も根強いとされる。
- (注47) 8月7日付け毎日新聞（朝刊）首都圏版。
- (注48) 8月7日付け毎日新聞（朝刊）首都圏版。
- (注49) 拙稿「傍聴席からみた第1号事件」法学セミナー660号（2009年12月号）2頁以下参照。

終わりに

従来の刑事裁判ならば、判決言い渡しによって、少なくとも一審手続きに関しては「一件落着」であるが、裁判員裁判はそうではない。裁判員が、審理・評議を通じて何を考え、何を議論して結論に至ったのかは、関係者のみならず国民全体がひとしく興味を寄せるところである。守秘義務（裁判員法108条参照）やプライバシー等の保護（同法101条、102条、109条等参照）という制約の中、裁判員の生の声をできる限り聞こうと試みるのは、現代社会における営為として当然のことであろう。本件でも、判決言い渡し後、東京地方裁判所において、任意に取材に応じる意思を表明した裁判員6名及び補充裁判員1名の記者会見が行われた^(注50)。前に触れたが、証人尋問の際、従前の法廷に比べるとかなり頻繁に、また長目に休憩が取られた。この点に関し、裁判員（女性・41歳）は、すぐ補充尋問ができればそれに越したことはないが、検察官及び弁護人の尋問内容を理解するので精一杯で、頭が回らなかったとの趣旨の発言をしたという。筆者も、審理の内容を整理・確認するため、むしろ積極的に休憩を活用すべきだと感じていたので、この点は同感である。また、補充裁判員（男性・38歳）は、当事者の立証を、情報をもれなく網羅してまとまっておき、「ビジネスに使うプレゼンテーション用資料に近い」と評価し、また、気になる評議の雰囲気についても、堅い雰囲気かと身構えていたが、「(大学の)ゼミのようで素直

な意見交換ができた。」と述べたという。このような好意的な評価を受けて、関係者一同、ほっと一安心といったところであろう。筆者も、法律専門家の端くれとして、素直に喜ぶとともに、第1号事件に関わった関係者の努力に敬意を表したい。

個人的に印象に残ったのは、公判3日目に補充裁判員から裁判員に選任され、以後、裁判員として審理・判決に関わった男性(61歳、アルバイト)が漏らした感想である。この男性は、判決前夜、自宅で一人で晩酌しているとき、被告人、被害者双方の状況を思い浮かべ、無常観や不条理な思いにとらわれて涙腺がゆるんだという。「私も還暦を迎え、人生を振り返った。ちょっとお酒が入って興奮していた。」と語ったとのことだが、このような感性を法廷に導入できたことが、裁判員裁判の最大の成果ではあるまいか。被害者の女性は、早くに夫を亡くし、女手ひとつで2人の息子を育て上げ、整体師として働きながら高齢の実母の世話もしていた。他方、72歳の被告人は、身から出たさびとはいえ、家族もおらず天涯孤独の身で、生活保護で暮らす。15年という刑期からみて、刑務所の中で生涯を閉じることになる可能性も少なくあるまい。被害者には被害者の人生があり、被告人には被告人の人生がある。法律専門家は、毎日事件に接しているがゆえに、そんな当たり前のことを忘れがちである。犯罪や非行を扱う刑事裁判は、どろどろした人間の生の営みや業の深さにおのきつつ、それから目をそらさず、主張と証拠に沿って真実に迫ろうとする営みである。「許すにせよ、罰するにせよ、人間を人間として扱わなければならない」という法格言が想起される。生まれて初めて刑事裁判を経験した裁判員が、重圧に耐えて立派に責務を果たし、新鮮な感覚と言葉でもって、その営みの重さ・尊さを社会に伝えてくれたことに感慨を抱かずにはいられない。裁判員及び補充裁判員を務めた匿名の一般市民に同胞として深甚の敬意を表し、本稿を閉じることにする^(注51)。

(注50) 報道によると、裁判員の内訳は、50歳・会社員の女性、51歳・ピアノ教師の女性、61歳・アルバイトの男性、41歳・栄養士の女性、38歳・契約社員の女性及び43歳・会社員の男性である(男性2名、女性4名)。また、補充裁判員は、38歳・会社員の男性である。この点を含め、以下の記述は、8月7日付け毎日新聞(朝刊)首都圏版に依拠した。

(注51) 1審判決に対し被告人は控訴したが、東京高等裁判所は、12月17日に控訴を

棄却した。本稿を校正中の平成22年1月現在、被告人上告中である。

なお、同年8月6日の判決から脱稿までの間に、情勢は大きく動いた。全国で70件以上の裁判例が集積し、その概要報告や統計的分析がされた。その一方で、個々の裁判あるいは制度一般に関する膨大な報道・論考も発表された。しかし、本稿のコンセプトは、いわばライブ感覚を大切に、傍聴当時の知見にもとづく見聞記に徹するというものである。そのため、傍聴以後に発表された資料については、原則として触れなかった。